

財団法人日本タイ協會々報

第三十一號

昭和十七年十二月

昭和十七年十二月

財團
法人
日本タイ協會
報
第三十一號

財團
法人
日本タイ協會



財團 日本タイ協會編 最新刊

タイ國通史

規格B列6號三〇〇頁
美麗口繪・寫眞十七頁
定價貳圓五拾錢(送十錢料)

內容目次

タイ國黎明史—タイ國の位置—タイ國の先住民族—
優秀なるタイ民族—南詔王國の建設—ムアン・タイ
の建設

スコタイ王朝史—偉大なるラーマカムヘン大王
—スコタイ王朝の末期

アユタヤ王朝史—神秘的英雄兒ウットン—トライ
ローク—ナート王の治蹟—ポルトガル人の渡來—ピ
ルマのアユタヤ—アユタヤ—アユタヤ王國の復活—和
蘭の東洋侵略—日本民族のタイ國發展史—英國のタ
イ國進出—ビルマとの葛藤—日タイ國交と山田長政
の活躍—アユタヤ王朝の滅亡

バインコーク王朝史—チャクリ—王の霸業—英國の
タイ國工作—チュラロンコン王の偉業—タイ・
佛事變と獨立保障

タイ國近代史—プラチャヤーテイボック王の功業—人
民黨と立憲革命—急進派の凋落—武斷派の擡頭—十
月兵亂の經緯—國王の退位—武斷、文治兩派の抗争
—タイ國最初の議會解散—ビブロン内閣の確立—新
興タイ國の動向—最近の日タイ交通

附錄、タイ國憲法—日タイ歴史年表

東京市麹町區內幸町 興亞日本社
電話五二五六一番

財團 日本タイ協會々報第三十一號 目次

口繪寫眞

一、職務中のビブロン首相
二、日タイ文化協定調印式

卷頭言

本會創立十五周年に當りて……………常務理事 川 村 博……………一
日タイ兩國關係の劃期的段階と日本タイ協會の重大使命……………外務大臣 谷 正 之……………二
日泰理解増進の努力を多とし併せて將來の發展を望む……………大東亞大臣 青 木 一 男……………三
タイ國民の所信を代表して……………駐日タイ國大使 デイレック・チャイヤナーム……………五
日泰協力の礎石を築く……………國際文化振興會理事長 永 井 松……………七
深甚の敬意と感謝を表す……………演壇駐在泰國名譽領事 倉 田 猛 郎……………八
十五年の歴史を光輝づけよ……………名古屋駐在泰國名譽領事 加 藤 勝 太 郎……………一〇
協會生誕十五年を迎へて……………

暹羅協會以來の思出	本協會常務理事	三島通陽	二
日本タイ協會十五年の歩み	本協會主事	速山峻	一五
タイ國學生會館經過報告	本協會タイ國學生會館學監	高久正義	三三
懐かしき故矢田常務理事の事ども		山口生	三五

新聞論調

戦争四年に入る	バーンコーク・クロニクル紙九月一日附社説	三九
---------	----------------------	----

説苑

泰國潜水艦の思入故八代海軍中將閣下を憶ふ	山口武	三三
タイの新穀祭奇譚	奥野金三郎	三五
タイ國寓話「跛の野兎」雑考	奥村鉄男	三六
短篇タイ文學・五月の雨(ウエータン原著)	江尻英太郎譯	三六

資料欄

時局下に於けるタイ國財政の陣容	鹽谷醇	六
タイ國税制の検討	松山歩行雄	六
整谷クロニクルから		一〇〇
日タイ親善強化放送	タイの學校設立進捗	一〇〇

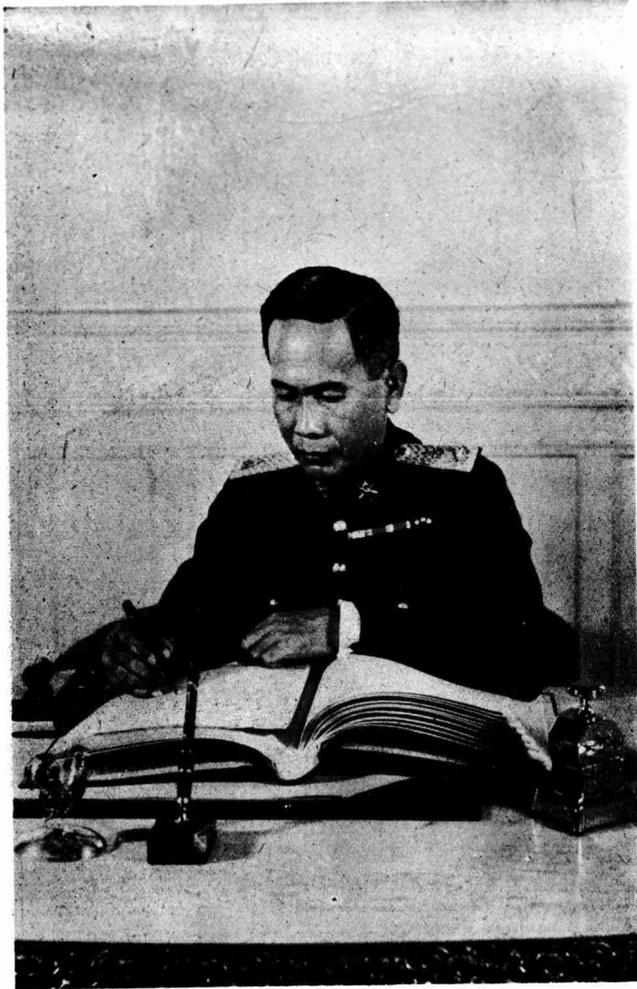
生徒の道德鍛錬	新首府移住者	一〇一
赤十字事業振ふ	國防費増加	一〇一
防疫成績良好	少年赤十字團長交迭	一〇一
ベンチン割當量		一〇一
タイ國關係雜誌記事		一〇一

雜報欄

○日タイ文化協定成立	○泰、佛印向け鐵鑛輸出決る	一〇二
○タイの物資統制厳厳	○タイに女子下士官學校	一〇二
○タイの絨織相場漸騰	○日泰兩軍郵、便鐵道運賃協定	一〇二
○タイの國民皆勞務制施行	○タイ國要人來朝(二件)	一〇二
○南方貿易振興會調査團派遣	○タイ無任所大臣新任命	一〇二
○國際文化振興會の寫眞展	○日泰寺の梵鐘應召	一〇二
○滿洲國駐タイ公使	○タイ國明年年度豫算決定	一〇二
○タイ國新國債發行	○辭令	一〇二
○タイ内閣々員入替へ	○タイ國水害救恤	一〇二
○タイの國旗尊重運動強化	○比律賓の對タイ貿易量	一〇二
○タイ國へ友禪の振袖陳列	○同對タイ月別輸入量	一〇二

協會記事

○矢田部理事長の光榮	○矢田部理事長の招宴	一〇三
○矢田部理事長、川村常務下阪	○理事會開催	一〇三



相首國泰ンーブピの中務執

○泰國水書見舞電並に謝電	二三
○日タイ文化協定成立祝電	二三
○會員の異動	二三
○會員の消息	二四
編輯後記	二九
○寄贈圖書	二四
○購入圖書	二六
○財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員	二六

卷頭言

本會創立十五周年に當りて

常務理事 川村 博

本協會は本年十二月二十日をもって、創立滿十五周年を迎へた。

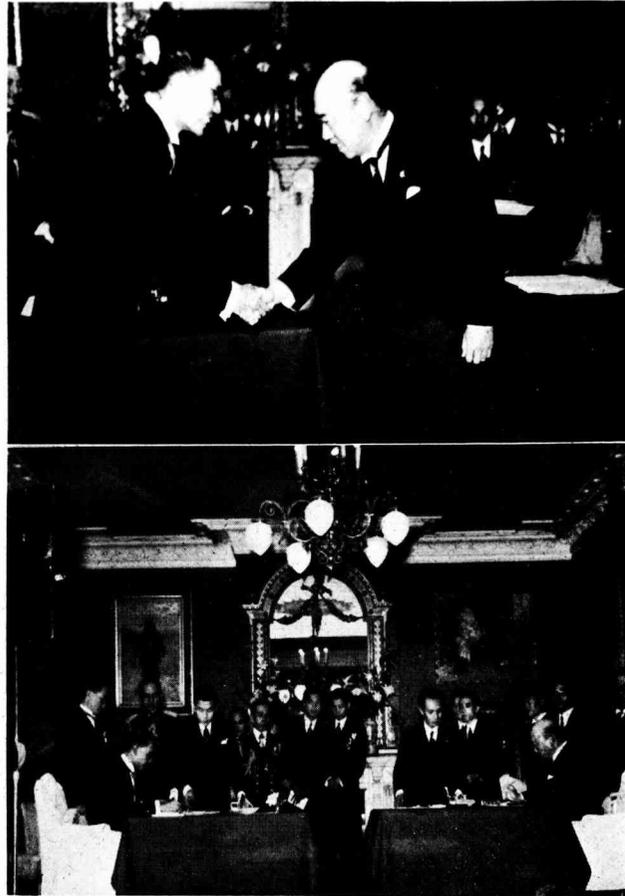
顧みれば昭和二年本會は畏くも 秩父宮殿下を總裁に戴き、本邦最初の日タイ親善團體として創立せられ、タイ國も亦間もなくこれに呼應して鎌谷に日本タイ協會を設立した。當時兩國間相互の關心がやうやく高まりつゝあつた證左と見るべきである。

とは言へ、自主タイ國の健全なる發達を冀求するタイ國と、東亞の安定を確保し進んで東亞に新秩序を建設せんとする帝國とにとつて、日タイ兩國の提携が必須の國策であつたことを、當時において今日の如く明らかに認識し得たものは、タイ國にありては素より、本邦においても少數の識者

に止まつたであらふ。

この間にあつて、本協會が夙に政府に協力し、又タイ國識者と手を携へて日タイ親善のために力を捧げ、今次東亞の興廢を決すべき一大時局を迎ふるに當つて、日タイ間完璧の結合を見た事は本會關係者の矜持を高からしむる所以である。

春秋十五年、それは決して長い期間ではない。然かし、その間多少の迂餘曲折を免かれなかつた日タイ關係が、今日の劃期的段階に到達した此の際、本協會の創立十五周年を迎へたことは、本會々誌に特筆すべきであらふ。本會は既往十五周年をもつて本會發足の第一期と見做し、此の機會に過去の歩みを回顧すると共に、將來に對する新らしき決意を固くせんとするものである。



昭和十七年十二月二十八日外務大臣官邸に於ける日タイ文化協定印調式
上圖は谷外務大臣(右)とイタリヤ大使(左)の握手の場
圖は調印式場

本協會創立十

日泰關係の劃期的段階と 日本タイ協會の重大使命

外務大臣 谷 正 之

日タイ親善の増進を目的として、曩に設立せられた日本タイ協會が、爾來健實なる發展を遂げつつ茲に創立十五周年を迎へたことは同慶に堪へない。

タイ國は長き試練を経た獨立國家で、其の國民は尙武愛國の氣性に富むと共に、深く佛教に培はれた優秀なる文化の傳統を誇る國民である。

同國は久しくアジア制覇の野望を抱いた英國の桎梏下に苦んだが、同國の識者は之等の外力を排除して獨立國家としての光輝ある發展を遂げんことを冀求し、近年國政の改革、民心の昂揚、其他内外の施政上見るべき業績を挙げつつあつたと共に、帝國との接近に努め、今次大東亞戰爭の勃發するや直ちに帝國と同盟を結んで、米英に宣戰を布告したのである。

斯くて日タイ提携は今やタイ國外交の基調であると共に、帝國にとりても、日獨伊樞軸關係に日滿華一體關係と併せて外交の主要なる基調をなして居る。時恰も過日調印せられた日タイ文化協定は

攻守同盟に依つて結ばるる兩國の結合を、更に補足強化するものであつて、日タイ兩國の協力體制は正に完璧を誇るに足ると言ふべきである。

日本タイ協會が斯くの如き日タイ關係の劃期的段階に於て創立十五周年を迎へられたに際し、私は同會の過去に於ける貢獻を多とすると共に、其の使命愈々重大なるを想ひ、同會今後の一層有意義なる發展と、關係各位の健闘を祈る次第である。

日泰理解増進の努力を多とし 併せて將來の發展を希念す

大東亞大臣 青 木 一 男

往に昭和二年、日タイ親善を目的として、秩父宮殿下を總裁に戴き、政府支援の下に結成せられた日本タイ協會は、本年十二月二十日をもつて創立滿十五周年を迎へ、その健實なる發展の跡歴然たるものあるは、同慶に堪へざる所である。

第一次歐洲大戰後、米英勢力による世界制覇の相貌は逐年露骨となつたが、米英が近世に於ける東亞諸國民族の向上進歩とその自主的發展の欲求とを無視して、東亞侵略の野望を抱きつゝあつたことは、所有事實が歴然と證明するところである。即ち此間米英はアジア諸邦間の融和を妨げ、就中帝國

五年を祝して

と東亞諸國との離間を策して來た。これがため隣邦支那においては、蔣政權の下執拗飽くなき反日政策を現出し、日支間に無用の紛争を重ねるに至つたことは、眞に悲しむべき事態である。

然るに日タイ兩國は、この間にあつて能く數百年の親善關係を堅持し得たのみならず、今次大東亞戰爭の勃發に當り、タイ國は敵側の蠢動にも不拘寸刻の猶豫もなく日タイ提携の國策を明らかにし、兩國は今や共に干戈をとつて米英打倒と世界新秩序の建設に挺身しつゝある次第である。この事實は獨り日タイ兩國の誇りたるに止まらず、東亞の興隆と「アジア」の大同團結とを冀求する東亞諸民族の志氣を昂揚し、その向ふべき途を明かならしむる所以と認められる。

帝國は多年一貫せる國是に従つて、機會ある毎に自ら東亞の防衛に挺身し來つたのであるが、今次大東亞戰爭においても、帝國は常に自己の存立と光榮を防衛保全するに止まらず、數世紀來東亞に重壓を加へ來つた不當なる外力を排除根絶し東亞永遠の平和を確立すると共に、志を同うする歐洲の諸盟邦と相協力して萬邦各々その所を得べき世界新秩序の建設に邁往せんとするものである。即ち今次の戰爭は、東亞の興廢を決すべき米英對東亞諸邦の決戦たると同時に、米英制壓下の世界舊秩序を打破して、萬邦のため至公至正なる新秩序を樹立せんとする世界維新の戦であると言ふべきである。

東亞の諸邦は、右の如き今次戰爭の意義と、各自に共通する運命とを達觀して、固く結束し、同甘共苦、もつて終局の勝利を期すべきである。その間盟邦諸國は、軍事は素より經濟的文化的相互扶掖の方途を合理化して、各自の國民生活を確保し、もつて諸盟邦間の和衷協力に遺憾なきを期すると共に、東亞の綜合戦力を涵養維持するに努むべきであつて、之れ正に戰爭完遂の要訣と認めねばならぬ。今般帝國政府が、大東亞地域に關する政務施行の一元的機關

として大東亞省を新設したのは、この目的の達成に資せんがために外ならぬ。帝國および盟邦の必勝不敗の戦陣は、これによつて益々完備せられたと信ずる次第である。

帝國の東亞解放ならびに世界新秩序建設に關する眞意に對しては、巧妙なる惡宣傳の横行した關係もあつて、タイ國一般民心の理解を困難ならしめたことは、容易に察せられるところである。然るにタイ國當路と日タイ兩國識者の眞劍なる努力によつて、帝國に對するタイ國民の信倚が漸く増大し、又タイ國を通じて南方諸地域にもその理解を浸透せしめつゝある事實を見ることは、吾人の頗る意を強くするところである。その間にあつて、多年タイ國識者と提携し、日タイ間の理解並に提携増進に努力し來つた日本タイ協會の貢獻も亦認むべきものあるを信ずる次第である。

日タイ緊密關係が斯くの如き劃期的進展を遂げた此の際、日本タイ協會がその創立十五周年を迎へたことは、意義深きものあるを感じしめる。予は茲に同會の既往における努力を多とし、併せて今後におけるその一層健實なる發展を望むものである。

タイ國民の所信を代表して

駐日タイ國大使　　ディレック・チャイヤナム

日本タイ協會創立十五周年に當り、同協會の需めに應じて茲に祝辭を呈する機會を得たことは余の光榮とするところである。

日タイ兩國間の親善關係並に文化の増進に専念せらるる日本タイ協會は、創立以來、秩父宮殿下を總裁に戴き、崇高なる目的達成のため、其の負責に適はしき努力を續けて來られた。余は未だタイ國にあつた時、既に同會關係各位が協會設立の本旨に従つて、兄弟の如き兩國間の善隣關係を更に一層密接ならしむるがため、不撓の精神と公正且つ協調的精神とをもつて、あらゆる努力を傾倒せられたることを聞知して居つた。恰も大東亞戰爭の勃發後、余はタイ國大使として當地に來任し、同會と密接な接觸を保つ機會を得て以來、豫ねて聞き及んでゐた同會の活動を實地に拜見したのである。

日本タイ協會は社交的會合並に文化的集會等を再々開催される以外に、更に進んでタイ國留學生のために重要な奉仕をせられ、その貴い援助によつて、彼等學生は勉學上の便宜と日本に對する認識増進の機會を得て居る。文學的分野に於ては、各種の興味ある圖書を出版せられ、また年六回の會報を發行せられて、タイ國に關する必要な知識の普及に尠なからざる貢獻をせられて居る。

今や日タイ兩國が、軍事、政治、經濟並に文化の各分野に於て、離るべからざる友情の紐帯によつて結ばれたことは衷心欣快とするところであるが、余はかかる結果の招來せられたことについては、日本タイ協會の努力に負ふところ決して少くないことを、多數識者と共に信ずるものである。創立以來十五年の永きに亘る同會幹部及び會員各位の奮闘と犠牲が茲に結實して、前述の如き美果を齎したことは眞に慶賀すべきである。余が今日、日本タイ協會に對して表せんとする讃辭は、單に余一個の讃辭ではなく、實にタイ國民一般の所信を代表するものであると斷言して憚らぬ次第である。

この記念すべき機會に際し、余は茲に協會關係各位に對して過去の御成功を祝すると共に、同協會の今後の發展を

祝福し、其の使命とすと日タイ親善關係の増進に更に一層大なる成果を擧げられんことを祈つて已まぬものである。

日泰協力の礎石を築く

國際文化振興會理事長 永井松三

文化は人類の生命なり。和するも戰ふも總て本來の文化を守り本來の文化に生きんが爲に外ならず。

世界は今や新秩序の建設に劃期的大變革を遂げんとし、殊に東亞に於ては其の國家を、民族を、東亞本然の文化を數世紀に亘る外來勢力の侵略より救ふべく大東亞建設の偉業著々として爲されつゝあり。大義を八紘に宣揚し坤輿を一字たらしむるの日本帝國の大精神に則り大東亞共榮圈を確立し以て世界新秩序を樹立するは大東亞文化を亡滅より救護する唯一の手段にして東亞民族共同の使命なり。大東亞建業の使命下に立つ東亞諸國の、政治に、經濟に、文化に、總ゆる分野を通じ渾然一體たるべき要は今更に絮説を俟つ迄もなき事にして、寧ろ數世紀に亘り徒に歐米諸國の蹂躪に任せ今日迄この民族結合の機運到らざりしを嘆く次第なり。

日本タイ協會はこの不斷加重せられつゝある歐米勢力の東亞進出に顧み夙に東亞共同の如何に重大緊急なるかを認識し昭和二年設立以來十五年日タイ兩國の國交親善と文化的結合協力の強化に力を致し以て克く今日に於ける日タイ共同の礎因を築きたり。乃ち今次大東亞戰爭の勃發するやタイ國の我日本と緊密強固なる同盟條約の下に相携へて蹶起し大東亞共榮圈建設の大業完成に擧國敢闘するに至りたるは同國が東亞必然の使命に奮起せるものなりとは云へ、

積年兩國文化の交流及相互の認識理解の増強に努力せる日本タイ協會の力亦與つて少からざるものと確信す。

世界戦局の進展に伴ひ東亞諸民族の共同團結を緊要とするとき日タイ兩國は其の政治、經濟、軍事上の鞏固なる連繫に加へて更に今回日タイ文化協定を締結し兩國文化の交流と相互國民の認識増進を計り以て大東亞共榮團の文運を振興すると共に大東亞樞軸の固き結合を指標するに至りたるが、この日タイ兩國の強固なる文化的提携は弘く東亞文化の黎明を知らず警鐘とも云ふべきものにして兩國文化關係の益々緊密化するに従ひ日本タイ協會の使命亦愈々重大となるに至れり。

茲に日本タイ協會創立十五周年記念日を迎ふるに當り、財團法人國際文化振興會を代表し衷心より慶祝の意を表すと共に將來一層大東亞文化の擁護と其の世界的進出の爲に活躍貢獻せられんことを切望し一意以て日本タイ協會の隆昌を祈念する次第なり。

深甚の敬意と感謝を表す

横濱駐在泰國名譽領事 倉 田 猛 郎

大東亞戰爭下、日タイ兩國は一心同體、アジア民族解放と東亞新秩序建設の共同目的完遂の爲、相互に友誼と信義とを重んじ、總ゆる艱難を共にするの決意に燃え、互に手とり肩を並べて協力の實を擧げつゝある時、日本に於ける最も有力なる日タイ親善機關たる日本タイ協會の創立十五周年を迎へる事は洵に御同慶の至りに堪へぬ次第である。

日タイ兩國間に於ける今日の極めて満足すべき友好關係を見るに至れる蔭にありて、過去久しきに亘り兩國の親善接近の爲極力盡されたる同協會の妙からざる貢獻あるを信じて疑はないのである。即ち過去に於けるタイ國が地域的見地よりするもまことに日本に接近せるに拘らず、歐米特にアングロサクソンの根強き影響下に置かれ、一部識者を除く國民の大部分が未だ歐米崇拜の迷夢より醒めず、一例を擧ぐるに子弟の教育等も競つて米英に留學せしめ、且之等留學生の歸國するや、官界に於ても、將又一般社會に於ても彼等を特に優遇するが如き情況にして、東亞に於ける日本の位置に對する正しき認識を缺ける恨なしとせざる時代に於て、夙に大東亞共榮團に於ける兩國の密接不離なる關係に著目し、日タイ提携の絶對的必要を痛感し兩國民相互の理解と親善とに資すべく日本タイ協會の創設を見たのであるが、幸に朝野の識者に依り滿腔の賛同を得、絶大の援助の下、會員の増加と共に逐年事業の擴大を見るに至つたのであるが、その間日本文化の紹介を通じ新なる日本への認識を促さんが爲、藝能方面としては演劇映畫音楽舞踊、又日本固有の藝術たる茶道華道の紹介、特に獨創的なるタイ語寫眞畫報「パーブジッパン」の發行等、一方留學生の指導、見學團の斡旋等に終始一貫撓まざる努力を傾注しつゝ今日に至つたのである。斯かる事業が一朝一夕に其の效を收め得べきものに非ず、又幾多困難を伴ひ勝なるに拘らず、關係各方面の深き理解と不斷の後援の下、理事者始め職員各位の獻身的努力は遂に今日の發展を招來せるものにして茲に深甚の敬意と感謝の意を表するものである。

終りに、今後兩國が益々親善の契を固くし共に榮えるの日遠からざるを思ふ時、國交愈々緊密となるに従ひ、留學生の増加は勿論、タイ國人士の往來更に頻繁となり、文化の交流は一層緊要となるは必然の歸趨にして、協會の使命一段と重きを加へんとするに方り、關係者各位の一層の御盡瘁に依り愈發展の一途に向はれんことを切に祈つて已まざる次第である。(十七・十一・二十)

十五年の歴史を光輝づけよ

名古屋駐在タイ國名譽領事 加藤勝太郎

10

大東亞戰爭は、御稜威の下皇軍の赫々たる大戦果と建設の逞しき前進の裡に、世界史上永久に燦然として輝く光榮ある偉大な一年を閉じた。この感激的なる一ヶ年間に於て、これ等の戦果と共に、吾々に深い感銘を與へたるはタイ國が我が國に寄せたる眞摯なる協力であつた。共に東亞に國する獨立國として、多年の歴史に富める兩國の親交は、實に大東亞戰爭を契機として、共榮の理念の下、政治に軍事に將又經濟に文化にその縮盟日に固きを加へ、今やタイ國は名實共に我が盟邦として、相携へて大東亞永遠の平和確立に邁進しつゝあるのである。

この秋に當り、多年日タイ兩國親交の増進に、文化の交流發達に、經濟關係の増進に卓越せる先見と不斷の努力を以て寄與せられ來つた日本タイ協會がその創立十五周年を迎へられたるは、その意義や正に大にして、洵に慶賀に堪えざる所、茲に衷心よりの祝意と新たな敬意を表する次第である。

今や大東亞戰爭は愈々本格的段階に進み、吾が一億國民は申す迄もなく、全アジア民族が打つて一丸となり、その總ゆる活動を擧げて戰爭完遂に歸一しなければならぬ時、日タイ兩國關係も現在の基礎の上に、更に固きを加へなければならぬことは多言を要せざる所と確信する。茲に於て貴協會がより大なる決意を以て、本來の使命遂行に自奮自勵せられ、十五年の尊き歴史を、國運の隆昌と共に、更に光輝づけられん事を、只管念願して已まない次第である。

協會生誕十五周年を迎へて

暹羅協會以來の思出

本協會常務理事 三島通陽

日本タイ協會がその初め暹羅協會の名稱で誕生してから早くも十五年の歳月を閉じた。創立の當初から今日まで常務理事として淺からざる關係をつづけて來た私として、まことに感慨ふかいものがある。

本協會の創立者はいふまでもなく男爵大倉喜七郎氏であつて、創立とともに畏くも、秩父宮殿下を總裁に仰ぎ、公府近衛文麿氏を會長に、大倉男爵自ら理事長に、不肖私が常務理事に就任した。その後理事長には子爵岡部長景、伯爵二荒芳徳、矢田長之助の諸氏が歴任して、現任矢田部保吉氏に至つた。

總裁秩父宮殿下が本協會の事業に深き御關心を有せられ、また有せられつゝあることは、申すも長きことである。

一一

尊き御身をも顧み遊ばされず、本協會主催の日タイ交歓のあらゆる會合に臺臨あつたばかりでなく、平常も理事長や私をお招きになつて、協會用務について親しく御下問遊ばされたことも屢々であつた。

私の今なほ感激に堪へないのは、昭和四年八月九日、タイ國少年團を迎へて、山梨縣下の日下部で日タイ兩國少年團が交歓野營を行つた際、殿下が暹羅協會總裁官として特に臺臨遊ばされ、一晚キャンプにお泊りになつて、親しくタイの青少年と寢食を共にされたことである。殿下が御多忙且つやんごとなき御身をもつて、この種の野營に臺臨遊ばされたことだけですでに勿體ないことである上に、その場の御模様を拜して、終生忘れ得ざる感銘を私は受けたのである。

いまその御模様を謹記申上げると、この日下部といふ所は雷の多い所で、わけて野營した社は落雷が頻繁にあつたこの日も折悪しく、殿下が御野營中、營火を御覽遊ばされた時、ゴロ／＼と雷鳴が起つたのである。そこで縣廳から来た人達が殿下の御身邊をお案じ申し上げて、「どこか安全な所に御避難遊ばされては」と、野營長の私を通じて言上した。すると殿下は「雷が鳴つて来たからといつて、キャンプを逃げることはない。私は逃げない。今は日本の子とシヤムの子と一緒に營火をやつてゐる。さういふ子供達をのこして置いて、自分だけ避難するといふ法はなからう」と毅然として仰せになつた。縣廳の人達も困つてしまつた。若しも殿下の御傍近く落雷したら一大事といふので心配してゐる。それは私とても、野營長の責任として同様である。そこで私はひそかに一策を案じて、幹部を集め、こゝから一キロばかり行くと學校がある。あの學校へ、もう少し雷が近くなつたら營火を移すから、その用意をせよと命令し、それから殿下の御前へ出て、「もう少し雷が近くなつて参りましたら、雷を避けて營火を移す演習といふのを致します。殿下にも御一緒にその演習を御覽になつて戴きたいと存じます」とお願ひして、やうやく御承諾を得、縣廳

の人達もホツとした。やがて雷も遠のき、營火も済んで、夜九時頃殿下にはキャンプへお歸りになられたが、お歸りになると、私をお呼びになつて、「タイの團長プラセノーと團員を二名呼んで参れ」と仰せられる。その時は殿下は非常な強行軍でおいでになられたのであるから、充分お疲れになつてゐる筈である。お供をした協合理事長の大倉男爵などは、疲労の度が過ぎて、立てないといふやうな有様であつた。そこで私が「お疲れでありませうから、お止めになりましては」と申し上げたが、御聽入れがないので、止むなく殿下の天幕へシヤム團長と代表團員を案内すると、殿下は御自身で西瓜をお切りになつて、プラセノー團長等にお勧めになられた。さうして流暢な英語で、いろいろお話を遊ばされて、

「國に歸つたら、日本と暹羅の親善のためしつかり働いて欲しい」と仰せられた。私はそばで拜聴しゐて、實に有難いことに思つた。これらの殿下の御言動を拜するだけでも、殿下がいかに日タイ親善を御希念遊ばされるかがよく判るのである。

本協會創立者たる大倉男爵の功績も亦忘るべからざるものである。思へば男爵が本協會を創立された頃は、タイ國即ち當時の暹羅國は、今とは違つてまだ一般世間から多くの關心をもたれなかつた。それを大倉男爵は、タイ國は將來東亞において重要な役割をつとめる國であるから、今より充分親善工作をして置く必要があるといふので、本協會を組織されたのであつた。これは今日にして思へば、偉大なる功績で、男爵の先見の明には深く敬服せざるを得ない。男爵は暹羅協會理事長として、進んで日タイ要人の交歓に各種の饗宴を催されたが、世間ではさういふ表面に現れた事實のみを知つて、男爵の隠れた功績については知らぬ者が多い。一例をあげれば、前記のタイ國少年團を招じた時こそさうであつた。これは協會を組織して日タイ親善に努力して居られた男爵が、兩國の親善を實現するためには、ま

づ將來の國民たる青少年に呼びかけるのが第一であるといふ趣意に基いて計畫されるもので、名目上招待者は日本少年團、宣傳方面は大毎、東日の兩新聞社が當ること定められたが、その蔭にあつて招待費用萬端、協會理事長の資格で大倉男爵が負擔されたのであつた。この事は當時男爵から口止めされてゐたので、世人は全然知らなかつたものである。

この少年團招待が日タイ親善上にあがつた効果は非常なもので、これが返禮として翌昭和五年タイ國から日本少年團の招待があり、二荒伯爵が團長として引率、渡タイされた。現本協會理事長の矢田部保吉氏は當時タイ國公使としてバンコックに駐在して居られたが、在任中この時ほど衷心愉快なことはなかつたとは、いつも氏のいはれることである。これに次いでタイ國少年團から二頭の象の寄贈があり、象の船積みの際して、起重機に用ひる象の大腹巻を工面するのに、矢田部公使が一苦勞されたといふやうな一挿話が残つてゐる。この象の二頭は上野動物園の花子さんで一頭は大阪に送られたが、不幸にして今年死んだ。この象のお禮に、私が少年團を率ゐてタイ國を訪問し、又、昭和九年原海軍大佐引率の下に義勇和爾丸で海洋少年團が行つた。この時も大倉男爵が蔭で援助されたのである。

かうして少年團交歓に對する大倉男爵の功勞は小さくないのであるが、その他にも昭和六年タイ國先王ラーマ七世プラチャーティボック國王陛下が渡米の途次來朝された時も、男爵は斡旋大いに努め、また昭和九年タイ國本邦經濟視察團を日本商工會議所、暹羅協會連名のもとに招待した時も、男爵の盡力は大きかつた。この經濟視察團は、タイ國の内務、經濟、文部の三省から三、四名づゝ有爲の人を選抜して組織したもので、今日これらの人の中にはタイ國の關係として樞要の地位にある人も多く、現今大東亞戰下における日タイ經濟提携の基礎を成したといふ點で、その持つ意義は重大であつた。

これと思ひ、かれを想へば、日タイ親善が最高度に強化された今日、その基礎をきづいた大倉男爵のごとき、蓋し殊勳者の隨一に數へらるべき人であらう。併せて當時本協會の常務理事又は幹事として男爵を補佐した濱田豊城、飯塚茂、原忠道諸氏の勞をもこの機會に擧らつておきたい。

昭和十年五月本協會が財團法人への改組とともに、大倉男爵は理事長を勇退された。從來の親善機關たるに留らず進んで調査に、研究に、積極的に協會事業の擴張が企圖され、ために身邊繁忙な男爵は責任の位置を退いて、子爵岡部長景氏にその椅子を譲り、單なる理事の任に就かれて、今日に及んでゐる。岡部長景氏になつてから、改組の目的に隨つて、諸施設の整備につとめた。目白に日タイ學生會館を設立して、タイ國留學生に宿舍の便を與へたのもその一つである。岡部長景氏はその後精勵理事長の要職に就かれたので、二荒伯その後を嗣ぎ、續いて前タイ國公使矢田長之助氏を経て、現在の矢田部氏に至り、この間タイ國の國名改稱に伴うて、日本タイ協會と改稱され、事業も逐年擴張された上、今日日タイ關係の重要性に鑑み、本協會に寄せる世の關心も倍加されるに至つた。それだけに本協會に課せられた責任も大きく、協會として今後一層の奮勵努力を要することを、深く自覺するものである。

日本タイ協會十五年の歩み

本協會主事 遠 山 峻

日本タイ協會が昭和二年に創立せられてから、十二月二十日を以て早くも十五周年を迎へることとなつた。今こゝ

に歩み來し十五年を回顧して、將來の發展に資したいと考へるのである。

徳川幕府の鎖國令によつて中絶せる日タイ親善關係は、明治の聖代を迎へて復活し、日タイの交通は頻繁を加ふるに至つた。

大正の末頃よりタイ國知名の士の日本來訪が漸次増加し、また我が國朝野有力者のタイ國訪問も、次から次へと實現し出す状態となつた。同時に兩國の通商關係も徐々に發達の氣運に向かつて來たのであつた。ここに於て我が國人士の間に、日タイ兩國々民間の親善増進に資する、民間適當機關設立の必要なるを唱ふる聲が起つて來出した。偶々昭和二年夏、大倉喜七郎男爵のタイ國訪問の機會に、先輩は託するに本計畫に對するタイ國識者側の意嚮の打診を以てせられたのであつたが、男爵の報告はタイ國側も趣旨に於ては大賛成といふので、昭和二年十月二十一日華族會館に於て、暹羅協會の設立に關する第一回打合せ會が開かれ、暹羅協會の設立が決定された。

そして大倉男爵が中心となり、その後數次の準備會合を経て、同年十二月二十日東京會館に於て、暹羅協會創立總會が開かれ、總員の推薦を以て近衛公爵を暹羅協會々長とし、理事長に大倉男爵、常務理事に濱田豊城氏、酒井忠正伯爵が就任された。取敢へず事務所を帝國ホテル内に置くこととしたが、當時の會員數は七十九名あつた。

協會は設立後直に、秩父宮殿下を協會總裁に奉戴の儀を願出たのであつたが、三年一月十日に御許諾を賜はつた。そこで總裁宮奉戴式を同年一月三十一日帝國ホテルに於て舉行したが、來會者六十一名、殿下御來臨親しく左の令旨を賜はつた。

令旨

此度日暹兩國ノ親善ヲ計ル目的テ此協會ノ設立ヲ見タコトハ誠ニ欣快ニ堪ヘナイ。翻ツテ考フルニ此種ノ協會カ會テ未タ成立サレテ居ナカツタコトハ寧ロ不思議トスル處テアル、從テ本會ノ使命ハ重大ト言ハネハナラス。其國情ヲ調査シテ世人ニ紹介スルハ勿論藝術及文化ヲモ深く研究シ夫レヲ通シテ兩國ノ提携ヲ計ルハ本協會ノ主旨ニ副フモノト信スルノテアル。終リニ諸君ノ活動努力ニ依リ本會カ意義アル發展ヲ成サンコトヲ切ニ希望スル次第デア

ル。

昭和十一年十一月には在盤谷攝政首座アーティット・テープ・アーバー殿下を名譽總裁に推戴した。

協會は第一の仕事として、我が國人士に廣くタイ國の現情を知らしむるために、「暹羅國情」の編纂に着手し、外務省方面より多大の援助を得て、四年二月に刊行し、會員、内外官廳、主なる學校、圖書館等に頒布した。本書は頁數八百餘頁、當時に於ける唯一のタイ國解説書であつた。昭和五年夏には、少年團日本聯盟のタイ國少年團（團長共一行二十一名）招待が行はれたが、本會は東日、大毎兩社と共に招請者側の後援をした。そしてタイ國少年團が、山梨縣下笛吹川畔にキャンピング生活をした際には、一日總裁宮殿下の御臨場があり、長くも殿下には少年團に一夜の夜營を遊ばされ、親しく友邦の少年團を御覽遊ばされたのである。

昭和六年四月上旬には、當時のタイ國々王、王后兩陛下が米國へ御渡航の途、本邦に御立寄りの際には、協會は外務省、東京市と共同にて四月七日夜に御一行を歌舞伎座に觀劇御案内申上げ御旅情を御慰め申上げた。

翌七年には「暹羅の話、附暹羅渡航案内」を出版した。同年六月二十四日、バーンコークに於て突如勃發したタイ國革命及び其後の同國政界事態の推移に關しては、其の重要性に鑑み、ニュースの都度これを會員その他關係者に報

道することに努めた。翌八年早々には、前年十二月バーンコークに於て制定公布されたタイ國恒久憲法の翻譯を逸早く印刷頒布し、また同年十月のタイ國第二次革命も第一次革命と同じく詳報を傳達した。

昭和九年七月には、日本商工會議所との共同主催で、タイ國より有力なる産業視察團（十二名）を招待した。視察團は約二ヶ月に亙り我が國の經濟、産業、教育、文化等の各方面を徹底的に視察した。この計畫は非常な成績を収め日タイ兩國關係者から深厚なる感謝を受けた。同年末に協會事務所を現在の霞山會館内に移した。

十年春には總會で役員一部の更改があり、創立以來協會のために終始一貫盡力された大倉男爵はこの機に理事長を退かれ、理事岡部子爵新たに理事長となられ、三島通陽子爵、矢田長之助氏が常務理事に就任せられた。ところで、これ迄協會は單一の社交團體として來つたのであつたが、各種基金も増加し、且つ日タイ關係の緊密に伴ひ仕事も追々と複雑化するに至つたので、茲に組織を財團法人に改むることとし十年五月二十七日主務官廳の認可を得て同年六月八日に協會設立登記を了した。

時恰もタイ國に於ては、昭和七年の第一次及び同八年の第二次革命を経て國內政情は安定し、新政權は所謂廣く知識を世界に求むるの建前から、我が國の制度視察や見學等のために來訪するタイ國人士の數も著増した。即ち同年五月にタイ國人民代表議員十數名から成る視察團、同八月にタイ國文部參議兼海軍々令局長ルアン・シン大佐一行、また同十二月末には、タイ國內務參議ルアン・ブラディット氏等があつたが、協會は晚餐會、茶會等を催して、席上會員は固より陪賓たる本邦朝野の名士とタイ國來賓との間の意志の疎通を圖つた。また同年五月には、タイ國官立音楽舞踊學校教員生徒三十餘名より組織された訪日舞踊團の來朝に際しては、協會は本邦官邊並に招致關係者と提携して、日本に於ける公演の後援をなし多大の成果を収めた。

一方、同十一月から新聞紙法に據る年四回發行の財團法人暹羅協會々報を刊行することとした。會報は新聞論調をはじめタイ國の政情、經濟、教育、文化方面に關し、我が國民に參考となるべき資料を掲載し、これを會員の他、關係官廳をはじめタイ國に關心を有する各種團體、學校、圖書館、協會等へも汎く寄贈してゐる。

我が國の文化を慕ひ遙々留學に來るタイ國男女學生は昭和九年以來急速に其數を増し、十一年末には百名近くにも達したが、協會はこれ等學生に對しても常に接觸を保つて修業上の注意や、滞在中の便宜を與へて來た。そして豫ねて計畫中であつた在京タイ國學生會館の經營も、近衛公爵家より無償提供に係る建物（淀橋區下落合町）の改築が十一年六月に竣工したので、三井合名會社の好意による指定寄附金を受け六月より開館の運びとなつた。同館其後の推移に關しては、同館學監高久正義氏の本號所載の「タイ國學生會館經過報告」を参照されたい。

本協會維持會員岡崎忠雄氏は、文化工作によつて日タイ兩國の接觸を圖ることは、兩國の親善關係を増大せしめる所以であるとの考へから、多額の私費を投じて、タイ國に於て日本語を學習する學生から、優秀なるもの數名を選抜し、これに旅費全部を供し毎年わが國に招致して、我が國の文物を見學せしめる計畫を立てられ、其の實行に付ては一切の斡旋方を協會に依頼された。協會は右計畫に賛し、進んでこれが實行に當り、斡旋方を引受けることを承諾した。かくて第一回タイ國學生團一行十名は昭和十三年四月十七日に來朝、滞在二週間に及び、その間本邦各都市を見物して、日本文化に對する認識を深めて歸タイした。爾來この學生團は回を重ねること四回に及び、日タイ親善上大なる効果を擧げてゐる。

x

昭和十四年六月二十四日より、従来の暹羅をタイ國と國名が改稱されたので、協會も八月二十三日理事會の決議により、爾今日本タイ協會と改め、機關誌「暹羅協會々報」も第十六號より「日本タイ協會々報」と改稱することにした。

理事長岡部子爵は任期満了と共に辭任され、十四年八月二十三日の理事會に於て、互選の結果、二荒理事が常務理事兼理事長代理に、常務理事には他に三島子爵、矢田長之助氏が就任された。爾來、二荒伯が常務理事として理事長の事務を代行されてゐたが辭任せられたので、十五年九月三十日開催の理事會に於て矢田常務理事が理事長に就任され常務理事を兼任、三島子爵、矢田部保吉氏が常務理事に就任された。然るに幾干ならずして、矢田理事長は十一月二十七日に卒然として長逝された。同氏は昭和十三年常務理事に就任以來、日タイ兩國親善のため鋭意努力せられ、その功績は顯著なるものがあつた。

昭和十五年には「タイ國概観」を出版し、本邦讀書界に好評を博した。同年末には、佛印・タイ國境紛争が突發したが、我が國の居中調停によつて、調停會議は東京に於て行はれるに至つた。協會は十六年二月二十七日、東京會談タイ國全權團一行を糖業會館に招待し歓迎晩餐會を催して慰勞した。

矢田理事長の逝去によつて理事長の職務は矢田部常務理事が代行されてゐたが、十六年八月十三日の理事會に於て理事長に矢田部保吉氏、常務理事に川村博氏、三島子爵が就任され今日に至つてゐる。

大東亞戰爭の勃發以後は、日タイ兩國の關係が急速度に緊密化せるに鑑み、從來年四回發行の「會報」を十七年一月より年六回に増刊、また十六年十二月より、我が國の文化をタイ國に宣傳すべくパーブ・ジッパン（日本畫報）を

毎月一回發刊し、タイ國各分野の人々に無料配付してゐる。十七年度に於て出版せる書籍に、「タイ國通史」、「十七世紀に於ける日泰關係」、「メコン河の流血」がある。

又駐日大使館員並に在京タイ國留學生に日本文化の認識に資するために、華道、舞踊紹介の催しを主催した。

更に昭和十七年に於て特記すべきことは、前年十二月二十一日に締結せられたる日タイ攻守同盟慶祝のために、ピヤ・パホン中將を主班とする特派使節團が來朝せることである。本協會は五月二日華族會館に於て、使節、隨員一行十三名を招待して歓迎晩餐會を催し、同盟に對する民間側の熱意を傳達した。我が國に於てもこれが答禮のために、日タイ同盟慶祝答禮使節團が派遣されたが、この使節團に、本協會の名譽會員廣田弘毅氏、理事長矢田部保吉氏、常務理事三島通陽子爵の三氏が加はつて、日タイ國交上劃期的な重要使命遂行の任に當られたことは、本協會の誇りとするところである。

終りに協會々員の現在數と、協會基本金を掲ぐることにする。

- 一、會員數 二二一名
- 一、名譽會員 十 名
- 一、特別會員 十四 名
- 一、維持會員 二十四 名
- 一、通常會員 百八十七名

一、基本金（昭和十七年十二月末日）

金二萬圓也

タイ國學生會館經過報告

本協會タイ國學生會館學監 高久正義

昭和十年本會改組後、擴張事業の一として留學生會館を經營することとなつた。豫てから、日タイ兩國の親善提携に深甚の關心を有して居られた、本協會々長近衛公爵の御好意に依つて、下落合の別邸一部を提供され、學生會館として使用することにした。それから、翌年春にかけて、移轉や増改築を施し、學生寮としての設備も完成した。同十一年六月二十四日、學監に外山高一氏、取締に蠅田つね子女史を委嘱し、諸種の準備全く整ひ、暹羅學生會館の門標も眞新しく開館し、學生の入館を待つばかりとなつた。

近衛會長の御好意はいふまでもなく、右會館の設備及び其後の經營に絶大の御支援を賜はれてゐる、三井總元方に對し此の機會に深謝の意を表する次第である。尙當時畫策、施設、經營に當られた、故矢田本會理事長、山口元主事、外山元學監に對しても、同様感謝の意を表す。

開館後暫くは希望者も無かつたが、十月二十八日、醫學研究生ブラヴァト・タン斯拉ットが最初の寮生として入館した。それからは、主としてタイ國政府選抜學生を收容することにし、昭和十四年タイ國學生會館と改稱し、現在に至つてゐる。開館以來の入退館生は次の通りである。

氏名	現在年令	入館年月日	退館年月日	留學々校	備考
ブラヴァト・タン斯拉ット	三九	昭和一〇・二八	昭和一一・〇・二二	濟生會ニテ研究	ファイリツピンニテ研究ノ上歸國
バンチョン・リムサワブルツク	二八	" 一二・二六	一四・四・六	商大卒	歸國
ヴィチット・リムサワブルツク	二四	" "	一一・二・三一	慶大在	
マノ・ソンプーン	三三	" 一二・二・五	一一・四・七	昭和醫專卒	歸國
チャムラス・マンダカナンダ	三三	" "	一一・三・三一	警察事務研究	
ブラチユオプ・キラテイアトラ	三三	" "	" "	" "	
バンチョン・ブンヤブラソプ	三〇	" "	" "	" "	
ダムロン・ディスタル	二七	" 二八	" 四・二八	鐵道研究	
ワリ・ボンサウシ	二六	" 四・二	" 五・三一	商大卒	
ウォン・パタナーノン	三一	" 五・一一	一一・六・三〇	美大卒	自由研究
パイブラヤ・ボンパツヂ	二五	" 五・二二	一一・二・二六	工業大在	
タオ・チャツクストラクシヤ	一六	" 一〇・一一	一一・三・二六	城西學園中在	
ブリーダー・プラナシリ	一八	再入 一三・四・二八	一四・二・二一	學習院(初)	歸國
アルーン・ルアンセリ	二二	" 一三・五・二二	一三・五・二二	慶大豫在	會計検査研究
ソムキツト・リムバイロツ	二八	" 五・二二	一四・一〇・七	立大卒	
スワイ・スタータム	二七	" "	五・三〇	" "	
ヴィチエン・ウォンピヤサツ	二四	" "	" "	" "	
ブラサート・ヘマチャン	二四	一四・二・二二	一五・二・八	早大専卒	
ソムバツト・キツタサンカ	一四	" 五・六	" "	高田第五國在	
ブラエン・シーヤンヨン	二三	" 二〇	一四・一〇・七	早大在	
ブントム・ジエンマノツ	二三	" "	九・一	立大在	

ビモン・ハタジツ	二二	"	八・四	一五・二	九	東京 獸醫 在
フウシ・コクダラクル	二二	"	九・九	一四・二	六	横濱 高工 在
バンヤット・ブーンエン	二四	"	"	一一・八	八	秋田 鑛專 在
バンタオ・サラタナ	二二	"	"	一二・三	三	桐生 高工 在
サロチャ・プラトマラタナ	二二	"	一〇・三〇	一五・三	二	日本齒科醫 在
サンダワンズリ・タナセヂイ	二二	"	一五・一	一〇・二	〇	東京 獸醫 在
ブラシット・タンサテイ	二六	再入	七・三	"	"	慈惠醫 大卒
ワイワット・ワイウイセス	二二	再入	七・二	"	"	早大 專 在
サマイ・パタラナヂキ	二四	"	九・五	一六	五・一	函館 水産 在
サガリ・シリクン	二三	"	"	"	六・三	日大 在
バヤオ・ヌアンアナンタ	二二	"	"	"	二・〇	横濱 高工 在
バヌー・シーサワット	二六	"	一一・一	"	七・二	陸 養 士 在
カセム・ラツタナヴァデー	二〇	"	一五	"	四・一三	早中 在
ブラユン・ラツタナワラハ	二〇	"	"	"	五・一	日本齒科醫 在
アネーク・パーヌサワ	一七	"	一六	"	六・二	横濱 高工 在
マノツブ・カチャブーム	二〇	"	一・一四	"	六・一	立大 養 在
横田 勇 海	二〇	"	四・二二	"	一七	日本齒科醫 在
アナン・シンサク	二〇	"	五・二七	"	四・八	立大 養 在
チヨー・バンドチャラン	二〇	"	"	"	六・一	立大 養 在
サノン・チャンカセム	二〇	"	七・二六	"	四・八	國學友日語 在
カセム・サムトラノン	二二	"	"	"	六・一	早中 在
サワン・チャレンボン	二二	"	九・三	"	二・〇	東南亞學 在
ブラサート・ブララット	二〇	"	"	"	"	"
ブンサーン・ヤークオ	二〇	"	"	"	"	"

ナツス・オンヨン

二三 " 一〇・四

東京 獸醫 在

昭和十四年度からは、一室をタイ國留學生會事務所に貸與したので寄宿學生ばかりでなく、役員會や總會にも利用され、在京留學生は勿論、地方に居る留學生までが、出京の折は來館して、諸種連絡の中心としてゐる。又時には、日本側學生（主として東京外語タイ語部）との親睦交際の場所としても利用せしめ、其の仲介斡旋の勞を執つてゐる。

懐かしき故矢田常務理事の事ども

山 口 生

日本タイ協會は本年で創立滿十五周年を迎ふることとなつた。それに就ても思ひ出さるゝのは、去る昭和十年本會改組と共に常務理事となり、始終一日昭和十五年十一月逝去に至る迄會の爲めに盡瘁せられたる故矢田常務理事のあの懐かしみのある風姿である。同年迄は單に一の社交機關であつた暹羅協會（當時の）は一轉財團法人として發程、民間中心團體として日泰間政治通商文化各方面の親善増進に力を致すと云ふこととなり、筆者も同會主事となり同氏と共に仕事に従事した。然し當時は會員數も少なく、且會機構も亦小規模であつたので、ホントに同氏と二人限りで見も角あの霞山會館一階の道路に面した片隅（一室迄に至らず）を借用、机一つを置いて協會店開きを爲しコッソツヤつたものである。恰度其の頃から我が國と暹羅（當時の）國との關係が各方面に汎り漸次頻繁緊密となり泰國人士の

往來も中々多い。先づ第一にブツ付かつたのに同年春泰國人民代表會議員二十餘名の訪日團の來朝があり、協會は民間唯一の關係團體として議員の視察見學の斡旋に大いに務めた。今だに一つ話しとなつて居るのだが議員連中は入京早々暹羅協會に敬意を表するとて打ち揃うて霞山會館へ來た。筆者は困つてコンナ片隅の事務所を彼等に觀られては將に之れ國辱ものですと云ふと矢田さんは、山口君心配無用、霞山會館の大廣間を一時暹羅協會用として迎ふのだと、好きな葉巻を銜いて洒々として居られる。そうして來訪の青年議員連中を捉へて談論風發御得意の、日泰間には古來より今に至る迄一の摩擦相尅を有したことがない、日本は泰國が強且大となるを心より希望して居るを説かれるのである、議員連中傾聴。後にエツソリ筆者に暹羅協會は恐ろしい立派なクラブハウスを持つて居るのだと言ふたことがあつた。その後も或は泰國舞踊團とか、シン海軍長官一行、新聞記者團、扱ては一昨年迄毎年舉行の神戸岡崎忠雄氏招致泰國學生日本見學團等々の入京中にはそれは能く御老體を厭はず斡旋奔走、我が國人士と此等泰國側との接觸提携に全力を致された。

x

暹羅協會常務理事當時の在東京泰國代表には「ブラ・ミットラカム」公使が居つた。此の人珍らしい磊落肌の人で常に自分は日本に使し來て居るのである。在留外交團仲間との交際の如きはドウでもよろし、是非共日本各方面の人士と交を結び度いと言ふて居つたが扱て新入りの外國人が日本の社交界に入るのは容易でない。況んや當時の泰國の國際的位置は未だ中々今日の如くでは無い。矢田さんは自分が嘗て在外使臣としての體験もあり之れに同情、同公使夫妻の爲め矢田夫人と共に各方面への紹介に大いに務められ「ミットラカム」公使亦氏を心より親切なる先輩良友として尊敬、續いて來た「ピヤ・シーセナー」公使夫妻に對しても同様であつた。それで同氏逝去の際は泰國外務大臣

も態々懇篤なる弔電を矢田夫人に寄せ來たのであつた。筆者は本年春泰國滞在中今は退隱の身の「ブラ・ミットラカム」氏を訪問したが、中風症に罹り立居も不充分言語も縫れ勝の同氏の筆者に對する最初の質問は「アノ矢田御老人は如何されたかを聞くので逝去を報ずるや夫妻共に涙を流して悲んだのである。

x

矢田さんは豫て青年を愛せらるゝ方で郷里出雲出身の學生會にも何かと世話關係して居られたことを聞いて居つたが、之れを在日泰國學生に對しても同様で、昭和九年以來續々増加し來た彼等間にも直接間接に同氏の世話になつた者が少なくない。例へば昭和十年春泰國政府が第一回官費留學生を我が國に派遣するや氏は此の連中は是非共立派な者に仕立ねばならぬとし、就中其の中の經濟計理研究生六名は何ふしても東京商大に於てミツシリ勉強さすがよろしとて、泰國公使館學生監督處と連絡氏の母校商大當局者と我が事の様に折衝せられた。日本青年でさへ入學中々容易ならざる同大學に彼等が入學出來たるも同氏の盡力與つて力ありと云はねばならない。聞く處に依ると一昨年目出度く同大學を卒へ商學士を得て歸國したる一行は、今や夫れ々々泰國要路に立ち或は海外通商事務官、經濟省員とか、又新設の泰國中央銀行等で働いて居るが、故人之れを聞かれれば定めて心より欣んで居られることと思ふ。

今一つ筆者の記憶、何時だつたか國際學友會が赤坂幸樂にて一夕泰國學生懇親會を催ふたことがある。矢田さんも出席、多人數の泰國男女學生が嬉々として居る光景を觀て大喜び、進んで主客の餘興賞演となるや氏は御得意の詩吟をあの艶々しい聲にて吟ぜられ滿堂破るゝが如き喝采であつた、あなたの詩吟は初めて聴きますと云ふとイヤ縣人會では時々試るとの御答で筆者聊かアテられたことがある。

x

矢田さんの趣味の一つに園藝があつた、之れは中々堂(?)に入つたものと聞いて居る。協會事務所にも態々秘蔵の碁盤臺を持ち入れ執務疲勞の後には烏鷺を闘はして楽しんで居られた。敵手に松方正作氏や同郷の親友奥名信清氏、(海軍大佐)等あり殆んど毎週訪ね來られ同窓岡崎久治郎氏も亦時々來られて居つた。就中松方氏とは餘程の好相手らしく御兩氏の對戰を傍で視て居ると吾等には其其のものよりも寧ろあの仲睦しき愉快なる對話の方が中々面白い。定めて今頃は地下で矢田さんと岡崎さんが君、黒持て、イヤ僕は白だと言ふて居られるのが眼に視える様である。

最近の日泰兩國間の關係は政治外交軍事上方面では切つても切れぬ一心同體に迄進んで來た。近くは昨年十二月の日泰攻守同盟の締結、本年にはペホン廣田兩慶祝使節一行の往復あり、又經濟方面では二億の借款供與や、圓銖等價換算取極等あり、本日は更に懸案中の日泰文化協定案も我が樞密院に於て審査確定近く御批准になるとの快報が傳へられてゐる。之れは勿論大東亞に於ける我が帝國の實力、兩國關係當事者間の積年の努力と相互理解の結果に因るものなるは申す迄も無い。が然し又其蔭には故矢田さんの如き往年在暹公使として長年月間彼の地に在り泰國事情に精通其後も前述の通り我が民間に於て兩國親善増進の爲めに一生を捧げられたる人の隠れたる働きを存するを見逃すことは出来まい。今は地下に在る吾等の先輩矢田長之助氏に日泰兩國今日の關係を見れば如何に満足せらるゝことであらふと思ひつゝ此の一文を認めた。(一七、一一、一一)

新聞論調

戦争四年に入る

ハインコーク・クロニクル紙九月一日附社説

第二次世界戦争は今や四年目に入つた。この戦争は獨乙・ポーランド間の紛争に端を發し、遂に全世界に波及したものであつて、戦争の局外に残る國は既に少數に止まり、而もこれら少數の國も戦争の影響は免れてゐない。世界の陸、海、空到る所で戦火は猛り狂つてゐる。

今年の開戦記念日と前年の開戦記念日との間には、一つの大きな相違がある。歐洲戦争勃發の二年後に於ては、その方向が猶明瞭でなかつた。未だ參戰せざる國も多く、太平洋及び東亞は表面上平穩であつた。獨乙軍は歐洲に於て歴史的大勝利を得たが戦争の終局的若くは決定的段階には達してゐなかつた。

然るに第三年目の昨年は、戦争の前途に一大變化をもたらした。昨年獨乙と開戦した露西亞は今や崩壊に瀕し、無敵獨軍はコーカサスを横切つて、西亞に進撃中である。西部歐洲は獨乙の支配下に確保せられ、英本國は飢餓に直面し、アフリカに於ても英の抗戦力崩潰は目睫に迫つてゐる。

然かし昨年展開された戦局の最大轉換は、歐洲に於てではなかつた。三年前歐洲戦争を起した英國が、最も悲惨な

敗北をなめたのは東亞に於てである。更に又英國の共謀者として戦争を擴大延長せしめた米國が、最も烈しい挫折を蒙つたのも東亞においてであつた。日本の参戦及び彼の記念すべき十二月八日以後の経過は、局面の前途に決定的變化を與へたのである。今や戦争の歸結について一點の疑ひを抱く餘地も無くなつたのである。

戦局の現勢については特に説明の必要もあるまい。英米ならびに其の陰謀の犠牲となつた諸小國は既に彼等の陥るべき運命を承知してゐる。滿身創痍の彼等は、今にして手を退かざる限り最後の一撃を免れぬ。彼等は歐洲大陸に再び足場を得る望みを失ひ、日本の猛襲によつて喪失した東亞の廣大な領域を回復する望みもなく、世界の航路支配と原料資源を失ひ、歐洲に於て少なくともソ聯が彼等のために勝利を得んことを望んだがその期待は水泡に歸した。

英米は僅かに「最後の勝利」を夢見るとしても、それは寧ろ宣傳的言辭であつて、敵の戦力に對して自己の完全なる無力を自覺してゐるのである。

英米の受けた悲しむべき損失は獨乙・日本及びその與國にとつては貴き利得である。獨乙は既に歐洲を席卷して今や露西亞を残すのみである。對露戦争が片付けば獨乙は直ちに英國にその戈先を轉ずるであらふが、若し必要とあれば百年戦争を期して抗戦を持続することが出来る。アフリカに於て樞軸軍は既に攻撃に出で英國が地中海及び西亞方面から驅逐されるも近きにあらう。

大東亞戦争に於て日本は極めて短期間に廣大なる敵領土と莫大なる天然資源をその手中に收め、今や日本としては僅かに印度に於ける英軍の撲滅と濠洲の處理を残すのみである。印度は既に英國と交戦状態にあり、濠洲がその必然の運命に直面するのも將に時の問題である。斯くて樞軸側が歐洲と東亞の連絡を確立し、敵をして愈々孤立に陥らしめるのも遠き將來のことではあるまい。

戦争勃發滿三年の現況は右の如くであつて、戦争の歸趨は最早明瞭である。問題は何時終結するかにあるのみ。吾人は豫言を好まぬが、現實の戦況と冷やかな事實によつて判断するに、英米は最早長期戦に堪へることは不可能である。彼等は勝利の望みなきことを知つてゐる。彼等が若し來年或は再來年に望みを囑しつゝありとすれば、愚も甚だしい。何となれば、彼等の敵は同じ期間に彼等よりも一層大なることを成し遂げ得るからである。

英國は歐洲及びアジアにおいて永劫にその私慾を擅にせんがためこの戦争を挑發したのであるが、英國は既に事實上戦争の埒外に追ひ遣られた。若し米國にして能く全世界を征服し得ると考へるならば、一片の夢き迷夢に終ること遠きにあらずと言はざるを得ない。

泰國潜水艦の恩人

故八代海軍中將閣下を憶ふ

山口武

三二

十月十六日海軍省公表は曩に大東亞戰爭に奮戰散華せられたる故海軍中將八代祐吉閣下が、金鷄勳章功三級旭日章

勳二等拜受の恩命に浴せられたることを報じた。武人名譽の御戰死とは申しながら筆者個人としては洵に哀悼の情切なるものがある。



故八代中將

艦〇隻を初め練習艦、河川用砲艦、特務艦、油槽艇等々もあつたが、就中劃期的なものとして潜水艦〇隻があつた。

ところで泰國海軍に於ては他の艦艇は舊式ながらも同型のものもあり、泰國海軍將士の手で之れが操縦に事缺かないが、潜水艦運用に至つては全然嗜めてのことであつて、勿論之れに充つべき將兵の用意はない。そこで日本海軍に此の兵員養成を委嘱することとなり、我が海軍では故八代中將(當時中佐、間もなく大佐となられた)を首席指導官に任命せられたが、十一年五月中第一次泰國將校及兵約〇〇名が門司に到着した。筆者は當時東京泰國公使館附學生監督官をして居つたが、其頃は公使館附武官も未だなかつたので便宜上公使館側との連絡に任することとなり同中佐との交友が初まつた。中佐は公務多用中態々門司迄筆者と一緒に出張一行を出迎へられ、茲に一同と初顔合せをせられたの温顔を以て一行に日本滞在中君達の父として兄として指導する旨淳々として言ひ渡されたのであつた。それから十一、十二、十三の約二ヶ年半一行と起居寢食を共にせられたのである。

一行は簡易なる日本語と兵員常識訓練實習の爲め直ちに豫て用意しある千葉縣船橋在の泰國海軍兵舎に入り、同地に約五ヶ月滞在した。ところで此等泰國海軍將兵の大部分は外國初めてのものであり、従つて言語の不便や生活の變化等で將兵養成上の苦心は、それは中々茲で筆紙に盡し難いものがあつたが、故中佐は少しも厭な顔をせず、常にニコニコと眞に泰國海軍將士の父親の氣持で指導された。故中佐は船橋ではさうやかなる下宿に單獨假住居をせられ居つたが、それはホノノ夜寝るだけで毎日早朝より終日兵舎に出動眞に席温たまるの暇なしである。其の間には對海軍省、泰國公使館、扱ては千葉縣官憲、各種公私團體との交渉もあり、又泰兵員の半私的の事件も時々發生するのであつたが、彼等は皆之れを懐いて居る八代お父さんの處へ持つて来るのである。筆者も屢々船橋へ行き、及ばずながら御手傳したが、誠に御氣の毒の様に思ふた。筆者は中佐に「そんなことは彼等限りでやらせて置きなさいは如何です」と云ふと、中佐は「イヤさうでない、海上勤務者就中潜水艦指導の任に當る者は、上下人心の融合一致を第一とす、

三三

況んや異國より来た彼等だ、可愛がつてやらうよ」と答へられ筆者却つて赤面するのであつた。
 却説同年十一月よりは製艦の進行と共に兵舎は神戸に移つた。これより後は主として軍事訓育となつたので、指導官として後藤海軍中佐（汎氏）村角機關少佐（安三氏）嶋田機關大尉（勝之助氏）諸氏の外十數名が任命せられ、兵舎も三菱造船所傍の堂々たるもので、諸事整頓大佐も時間的に多少餘裕を持たれた様であつた。軍關係のことは筆者の親ひ知らざる處であるが、翌十二年二月には第二次隊〇〇名の到着するあり、總人員も増加し、之れが指導は船橋當時にも増し一倍の苦心があつたことである。元來大佐本來の職務は潜水艦乗組將兵の指導にあつたのだが、泰國諸艦艇の建造が同時に神戸を中心として進行して居たので、自然其他の部門でも日泰側とも大佐を煩はすので、仕事は増すのみであつた。

泰國海軍將兵は神戸に於て約二ヶ年間の訓練を受け、此の間艦は十三年六月芽出度く竣工、翌七月初め同港出帆、大佐の訓育したる青年將校及兵員により男々しくもあの小型艇で支那海の怒濤を横切り、無事本國へ着いたのであるが、其時は泰國朝野の欣喜は非常のもので、攝政殿下親しく御臨臺覽乗員の勞苦を稿らはれたと聞いて居る。當時大佐は筆者に、山口君之れで自分はやつと重荷を降ろした」とあの懐かしみのある鹿兒島辯で言はれた一言は、今尙耳底に残つて居る。筆者は其後十四年に泰國に旅行したが、海軍部を訪ねると嘗て大佐の教へ子であつた泰海軍將校水兵が續々面會を求め來たり、孰れも第一に大佐の近情を尋ね、恩師を想ふ情切なるものあるを觀られた。

泰國は今や我が國と堅き攻守軍事同盟を結び、シツカリ互ひに手を握つて大東亞建設の爲め共同戰爭に従事して居る。さうして同國海軍が其の一役を務め居るは言ふ迄もないが、その蔭には往年故大佐の斯くの如き努力と苦心ありしを見逃すことが出来ない。洵や八代大佐こそは泰國潜水艦の産みの親と云ひ得るのである。然も中將今や無し悲哉

である。終りに故中將の訃報は既に泰地にも知れ汎つて居ることゝは思はるゝも、亦通信の連絡困難の昨今である。筆者は本文を読まれたる在泰同胞諸君が何卒泰國潜水艦將兵に故中將名譽の戦死を傳へられんことを希望して擲筆す。

○比律賓の對タイ貿易量（一九四〇年）

輸 入		輸 出	
上半期	下半期	上半期	下半期
一、〇九三、七二一 (八九一、四四四増)	三八九、二九四 (九八四、一〇四減)	二〇一、四三三 (一九、一六九増)	一七六、二六一 (一三、三一八増)

註、(括弧内は前年同期比較量)

○同對タイ月別輸入量（一九四〇年度上半期）

一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月
三五、三二五 (三三、一一一増)	五七、八六四 (三七、七六八増)	四六、〇九六 (一九、〇九六増)	三三三、七八七 (三二九、六三九増)	四二六、五三三 (三九四、八〇三増)	一九五、二二六 (九七、二二七増)



タイの新穀祭奇譚

奥野金三郎

三六

禊事と本式

タイ國に於てはタイ舊曆の十月に新穀祭が執り行はれる。此祭は素々婆羅門教にその端を發した純婆羅門式典の一であつたのが、佛・婆混淆の結果佛教徒の國にも行はれるやうになり今日では佛教式典となつてゐる。式典は十月中旬に行はれる禊事と同月下旬に行はれる本式との二つで、前者は後者の豫備式典とも稱す可きものなのである。先づ豫備式典たる禊に就いて述べるが、タイ婆羅門の一人であるノツバ・マート女は禊の意義とその修法に關し次の如く述べて居る。『十月ともなれば民衆は、パーヤートと稱する米を蜂蜜、牛乳及び砂糖で煮詰めた米

菓子を婆羅門に献じ然る後取入れに着手するのであるが他方この施與を受ける婆羅門側に於ては罪障消滅の祈禱を行ひ社稷の神を祭る。即ち五つの鉢に香料や香華を浸した聖水を充滿して提婆十六化身の像を灌頂し、吠陀を誦して過去に犯せる罪科の消滅せんことを祈る。これは吠陀を學べる婆羅門達の信條中に十月の月は五穀が實る衆は五穀の豊饒ならんことを祈りこの新穀で米菓子を造り婆羅門に献上する。もともと稻穂に實れる穀は社稷の神の化身であるとされて居るが故に、假令身は婆羅門なりと雖も、罪障消滅の祈禱を爲さずして、この初穂で作れる衆の施與を受くるときは當にその科が婆羅門自身に及ぶのみならず全人類に不幸を招くといふ信條あるが爲

である。禊の方法は十月の満月の當日及びその前後の三日間罪障消滅を願ふ婆羅門達は上下を問はず或者は法螺貝を或者はクロットと稱する長い呑口附の容器を夫々手にして禊の場所に集り、梵天を祀つてその靈を慰めた後禊に使用する聖水を湛へた大容器中に五大河の神靈を降じ、その聖水を持參の法螺貝又はクロット中に満して從者と共に河中に架せられたる落し橋に赴き、雲霧無き青天白日の下か、又は月光の冴へ渡る月夜の晩、これ等日月の最も清らかなる時をトして彼等は足の爪先を水流中に垂れ下げ大自在天神呪を誦すること三度、法螺貝又はクロット中の聖水を除々に恒河に注ぎ、注ぎ終れば河中に浴をとつて頭髮より足先迄垢や汗を洗ひ落して身心を淨めたる後岸に上り、今迄身に纏ひ居た衣類を全て脱ぎこれを筏か水草か又は木材に載せて河に流し、再び罪障消滅の吠陀を誦して恒河の神に身心の清淨となつたことを告げたる後始めて各自の住家に歸るのである。』

以上はノツバ・マート女の述ぶる十月禊の意義と修法であるが、此儀式が嚴修せられたのはスコートイ時代のこ

とで、アヌタヤ時代より漸次弛緩して現代のタイ婆羅門は殆んど行はなくなつてしまつた。然しこれは獨りタイ婆羅門の罪に歸せしむ可きではないので、各時代々々により婆羅門宗師の指導も異り、又儀式を可及的に簡略化せんとせらるゝタイ國王の御意志に原づいた場合もあつたのである。

次に十月末に行はれる本式に就いて述べる。この式はタイ語でビティ・サートと稱せられるが、サートといふ語の意味は雨期から乾期に移る十月末から十一月始の秋の季節を指し、タイの舊曆に従へば丁度一年の中頃に當る。即ち太陽が一度極南に降つてから北上し始め、極北に達する迄の丁度中間が舊のタイ正月に相當し、太陽が極北に上り詰めてから南下し始め極南に達する迄の丁度中間が上記のサート季に當るので、この兩季には昔から祝祭が催される習慣になつて居り、古來誓忠式もこの二季に行はれ來つたのである。

婆羅門の權勢

三七

「却説カーオ・バーヤートにせよ、カーオ・テップにせよ、又はヤークーにせよその詳細な説明は後段に譲るが何れも新穀を主とする米菓子（ミヤクシ）の類でこれを天神に供へるサートの儀式はこれも素々婆羅門教に發し其歴史は古く佛敎史前に遡る。今日タイ佛敎徒が同様の儀式を僧侶に對して行ふのはその遺鉢を受け繼いだのである。タイ國に於ても往時は婆羅門の地位は高く沙門（シャモン）と同格で文書には何時も沙門婆羅門（シャモン・バラモン）と呼稱せられ來つた程であつたが、現今に於けるタイ婆羅門の地位は沙門のそれに比較して遙かに低位にありと言はなければならぬ。それは遍にタイ婆羅門の素質の低下に因由するもので、タイ婆羅門が人数に於て非常に僅少で永くその純潔を保持し得ず、勢の赴くところタイ土着民との雜婚を免れず、その結果彼等の日常生活は通常人と變化なく、その服装も宮廷に奉仕する時以外は常人と等しく、その相異點は頭髮を結ひ上げて居ること、婆羅門教を信仰する二點のみとなり、その地位は全く地に落ちたと稱すも可なりである。然し沙門と同等か時にそれ以上の尊敬を受けて居た昔の

婆羅門は決して今日タイ婆羅門に見るが如きではなく、非常に格式高く、其祖は數千年の歴史を持つと言はれ婆羅門自身に言はしむれば彼等は梵天より發したものだとのことで先づヒンヅー族の間に高い尊敬を受け多くの支族に岐れた。而して彼等はその純潔さと永續性とを維持する必要上種々なる制約を設けて居る。例へば婆羅門族の男女は他の階級に屬する男女との結婚を嚴禁せられてゐるのみならず、相共に食事を攝ることさへも禁ぜられて居る。右の結果極端な例が茲に或る婆羅門が渴して瀕死の状態にある場合に於ても若し其處に一人の婆羅門が居合さなかつたならば余人は婆羅門に一杯の水でも掬み與へることさへも許されず、みすみす見殺しにする他はないといふ有様である。但し食物以外の金錢乃至は物品には斯かる窮屈な制約は設けられて居ない。又婆羅門の婦女子は齡僅かに十二歳を超れば既に嫁入りも婚養子も出來ず、結局彼女等は憐れにも婚期を失へる一個の廢人として終生提婆への奉仕に獻身しなければならぬ。されば彼女等は競つて早婚し、生誕既に許婚を定むる例

さへ少くないが若し不幸にして相手の男兒が死亡したときは女兒は一、二歳にて既に寡婦となり、滿十二歳に達すれば剃髮して粗布を纏ひ、身に一物の飾りつけをも爲すを許されずして終生珠數（ジュウシュ）つまぐりの役目に果て去り、父母の遺産は悉く同族の男子の手に歸す。斯くて幸にして彼等が幾分にも慈悲心を持合せ居ればこの憐れな寡婦の面倒も見るが、然らざる場合は全く世捨人となつて乞食をするの他、窮狀を訴へ出るところが全く無いといふ悲惨な境遇に陥る。他方男子に對しては若し子孫が斷絶するが如きことある場合彼の父及び祖父はブタと稱する奈落に轉落せなければならぬといふ制約を設けて消極的ながら女子の地位を擁護し男子の横暴を取締つて居る。マハーバーラカと稱する婆羅門の經典中に次のやうな傳説が記されてゐる。昔チャラッタカルと稱する獨身の婆羅門が禪を體得し、諸國の聖地巡錫の途に上つた。晝は空氣を食し、夜は入定して睡眠を攝ることもしなかつた。或日彼は祖先の人々が眞倒さまに古井戸に吊り下げられて居るのに遭遇した。彼は知らぬ振りして一體貴

方等は何方で何の罪あつて斯くは苦難に喘いで居られるのですかと尋ねた。この間に對し彼の祖先は、自分等にはチャラッタカルと稱する後裔が有つた苦であるが不幸にして彼は妻を娶らず子孫が斷絶したが爲に吾等は斯かる苦しみを受けなければならぬことになつたと歎息して言つた。チャラッタカルは之を聞いて祖先の人々に對し自身が今お話のチャラッタカルであります。貴方達の苦難の狀を目撃して自分は涙としては居られなくなりました。必ずや妻を娶り子孫を設けて御苦難をお救ひ申し上げませうと固く約束をした。そうは言つたもの、彼は心中尙妻帯することを好まなかつたと見え、一つの條件を附した。即ち妻帯はするが、妻となる婦人は必ず自分と同名のチャラッタカルと呼ばれる女で誰か自分と獻じて呉れるものでなければならぬと附け加へた。斯く彼は誓約を遺して更に巡錫の旅を續けた。すると或る母親の咒語に懊惱するワースキーと名乗る龍王に出會つた龍王は彼にチャラッタカルと呼ぶ妹娘を與へ遂に彼は彼女との間にアッティカと稱する男子を設けたことによつ

て自分の祖先をブタの奈落から救出することが出来たといふのである。タイ語で子の意味に用ひられるブットといふ語はこの奈落名のブタにその源を發するものである。

斯くて獨身の男婆羅門には前述の未婚の女婆羅門に對するが如き慘酷な制約が無い代りにこゝに記した如き他の制約を設けてその獨身を制し女婆羅門の多くを寡婦から救ふ方法を講じて居る。而して彼等婆羅門達はその殆んど全部が耕さず紡まずひたすら大衆の檀那（施與のことに生き）假令資産有る者でも衆が無上の光榮とする檀那を受けないわけにはいかないのである。然らば何が婆羅門を斯く有り難い者にさせたかと言へば、一般人には婆羅門はもと梵天と同一體であり、或罪を犯せるにより假に人間界に身を置くことゝなつたがこの罪の償ひがつき次第又もとの梵天界に昇天すると信ぜられ、故に若し何人が婆羅門に危害を加へる者ありとすれば彼は最も重大なる罪を犯したことになる。故に婆羅門は印度四姓中最高位に在つて刹帝利以下三姓の尊崇を受けることになつたのである。

然らば斯かる榮譽を與へられる婆羅門の生活はどんなであるか彼等は日の出前に目を覺まし、水浴して體を淨め、清純なものと解されて居る水浸しの布を腰に着け、梵天をお祀りしたる後吠陀を學ぶのである。彼等は又一人の例外もなく天文學者であつて、太陽、月、星等の運行を知り、衆の爲に曆を作成する。又日蝕や月蝕を豫知して符咒を念じ、祭祀を行ひ、梵天禮拜に參集する衆に修祓を行ふれば民衆は民意を梵天に通ずる聖なる使者として婆羅門を尊敬するのである。斯く大なる特權を與へられる婆羅門の中には時としてその特權を濫用し身勝手な不徳の規律を設けて愚民を弄する者がまゝ出るわけである。動物愛護とほどんなことかと言へば高位の婆羅門が地方を遍歴して處女に對し初夜權を行使することである。斯くして婆羅門に接觸を持つた婦女は至福を與へられたものと信じ、安心して他の男子と結婚する。男子の方でも更にこれを意とせざるのみか却つて斯かる婦女を妻女に迎へたことを鼻高々と誇ると言つた調子である。

次に寡婦の夫に對する殉死であるが、これはマハー・パーラタと稱する教典のサクンタラー女に就いて述べてある條章中に「夫が世を去つて閻魔の廳に赴くときは貞節な妻は其處に隨伴す可きである。若し妻が先んずれば夫の來るを待ち、夫が先んずれば妻は直ちにその跡を追ふ」と言ふ意味のことが記載されて居るところから察するならば、太古に於ては婆羅門の妻は夫が亡くなつた場合例外なく夫に殉じたものと思はれる。その殉死の方法は木で等身の亡夫の像を作りそれを抱いた儘火中に投ずるので斯くすることによつて夫と未來を偕にし得ると信ぜられてゐたのである。絛上の如く婆羅門の權勢は善惡兩面の意味に於て絶對的であつたが爲自然とその性狂暴に近く些かでも彼等に彈壓を加へんとすれば常に婆羅門圈内の問題に止まらず、全ヒンヅール族に累を及ぼす大問題になつた。今日尚その統一が阻害せられて居る大きな原因の一に彼等婆羅門及びその教徒の狂暴性を擧げ得るのであつて、彼等と同教徒間の軋轢は老獪な英國政治家に最も利用せらるゝところである。兎もあれ婆羅門は今日尚

全印度に普及し居り、その教義の嚴格さも昔日に較べて決して後退して居ない現状である。

佛教が全印度から閉出しを喰つて僅かに錫蘭に餘喘を保つて居るに過ぎないのもこの婆羅門の攻勢に對抗し得なかつたからである。今兩宗教を比較對照するに全く對蹠的で一として兩者が兩立し得る餘地を残して居ない。例へば婆羅門に於ては妻を娶り子を設くるに非れば父を奈落に陥らしめるとするに反し、佛陀は妻帯し子孫を設けることは、煩惱の發するところとして之を禁じてゐる。前者は着衣を水に流して罪障消滅の方途となす。後者は斯く穢れたものとして婆羅門の流した衣類を再び拾ひ上げて僧衣とする。前者は剃髮を有罪破門の徴とするに反し後者は全て剃髮する。前者は婆羅門以外の階級者の煮炊きせし食料を攝る者を破門し、必ず婆羅門自ら炊事せねばならぬとしてゐるに反し、後者は絶對に自炊を禁じ必ず食を他に乞ふ可しとして居る。以上は極卑近な例の二、三であるが、尙この他にも兩者の相異點は枚擧に遑がない。然らば佛教は何故か斯く婆羅門と對蹠的であるか、

それは佛陀も或時代に於ては婆羅門を信奉せられたことがあつたのであるが、この教義によつては到底衆生を濟度することが出来ないのみか却つて迷夢を深むるの結果となることを悟り新に正等覺により佛道を唱道せられたとすれば兩者が鋭く對立することは當然の歸結と言はなければならぬ。常に佛教は他の宗教に見るが如く極端な排他主義でなかつたが爲に佛陀の生涯は或程度の迫害を免れなかつたにしても基督の十字架の如き悲惨事を見ることなくして終り、佛の在世中その教義は印度の或部分に行はれたが、佛寂滅後佛教は婆羅門圏外に逃避するの止むを得ざるに至り、印度に残存せるもの婆羅門の迷信を施さなければならぬといふ有様となつてしまつた

佛教と新穀祭

敘上の如く幾千年の傳統をもち、衆の尊敬措く能はざるところのものであるが故に佛教徒の著した書物の中に於てさへも沙門と婆羅門を並列するものを多く發見する程で、さればこそ實りの豊饒ならんことを願ふ百姓共は

未だ充分成熟せざる新穀の胚乳を以つてヤーケーを作り婆羅門を饗應し、カーオ・バーヤートやカーオ・ティブを造つて之を振舞ふのである。斯く言へば惘眼な讀者は直に疑問を起されるであらう。それは前段に於て述べた婆羅門は婆羅門以外の者が煮炊きした食物を口にすることは出来ないといふ信條と背馳するではないかと、大いに然りであるが、その解決は至極簡單で料理人に婆羅門を備へばよいわけで、今日タイでカーオ・テップを攪拌する者は處々女でなければならぬといふされてゐるのはその始婆羅門女でなければならぬかつたものゝ轉化であるやうに思はれる。印度より後印度への宗教傳播の歴史を繙くと、先づ最初に大乘佛教が傳へられ、次に婆羅門教がその地位を摩し、三回目小乘佛教が傳へられて今度は婆羅門教が衰微するといつた經緯を辿つて居る。新穀祭が婆羅門教と共にその重要式典の一として後印度に傳へられタイに於ても古くスコータイ、アヌタヤ、盤谷(クルン・テープ)の三時代を通じて舉行せられて居るが佛教が新に庶民の間に廣く布教せられるに及び、婆羅門信者

で佛教に改宗する者多く、彼等は佛法僧の三寶が婆羅門以上に人類に思惠深いものなることを知り、從來婆羅門に獻納し來つた新穀を今度は佛に對しお供へするに至つた。又敘上の改宗者中直ちに婆羅門と絶縁し得ない者は、佛に行ふと同時に婆羅門にも行ふといふ有様で、遂にこの純婆羅門式典が佛教式典と化した次第であつて、ノツ・パマート女は「佛教に於ては此獻穀祭の式典には大衆は新穀を以つてカーオ・バーヤート又はカーオ・ヤークを造つて僧侶に獻納し、又沙門婆羅門を饗應すると共に三寶を祀り色布を以つて旗を作り幽界に竹竿鬼となつて居る粗先に功德を願つ。この式典は太古より佛、婆混滑で行はれ來つたものである」と斯様に述べて居る。しかし前述の通り本式典は素々婆羅門式典であつて決して佛教式典では然く、たゞ中世婆羅門より佛教への改宗者が僧侶に對し婆羅門に對すると同じ禮をとる者が増加したと、佛教に於ても別段之を排斥す可き理由もなかつたが爲遂には佛教式典の如くに變化したといふまでである。されば古來佛教學者がカーオ・バーヤート・並にカーオ

テップに關する佛教的傳説の發見に腐心せるも、遂にその充分な根據を求め得なかつた理由もこゝに存するわけである一説にはスチャードー女が佛成道以前にカーオ・バーヤートを獻じたことが記されて居るけれどもそれは、月も異れば、年中行事の一として行つたものでも無く、單に其場限りの行爲でこれを以つてカーオ・バーヤートの起原とするには餘りにも根據が薄弱に過ぎる。他方カーオ・ヤークに關しては次のやうな佛教傳説がタムマポット、及びマノーロットプラニー中に記されてゐる。佛在世當時二人の兄弟があつて兄を大カーラ弟を小カーラと稱した。この兄弟は仲よく一枚の大きな田に共同で麥を播いた。時を経た一日弟の小カーラが何氣なく田に行つて試みに漸く實り始めの麥を割つて食し見たところその味が非常に甘美なことを知つた。日頃佛教の信仰心の深かつた彼はこの實り始めの麥を僧侶に獻ぜんものと兄の大カーラに語つた。ところが兄は弟程に佛教に熱心でなかつたと見え、斯かる行爲は今迄にその前例無く、今後と雖も恐らく追従するものは無いであらう。それは

單に田の小麥の無駄を意味するに過ぎないから斯様な愚なことは思ひ止まるがよからうと言つた。しかし熱心な弟は尙も懇願して止むことがなかつたので遂に二人は田を見の分と弟の分とに分割し、各々分前に對する自由處分權を獲得することとした。そこで弟は直ちに人を備つて麥を刈り、若い麥を牛乳、バター、蜂蜜、及び米砂糖で煮詰めて之を佛に獻じて、「右の功德によつて自分が正法が修し得る第一人者たらんことを」と曰し上げて家に歸り今しがた刈り取つた計りの田を見に行つたところ、不思議やそこには再び麥の穂が恰も結び付けたが如くに見事に實つてゐたので彼の喜悅は更に大きく、斯くて彼は一收穫中その操作の變る毎に麥を佛に獻上すること實に九回に及びその度毎に彼の保有する麥は減ずるどころか増加する一方であつた。又彼はその功德によつて願ひ通り他の佛弟子の誰よりも早く悟を聞いて阿羅漢の地位に上つた。これが後のアンヤコーンタンヤである。と、この佛説は新穀祭と結び付けて考へられて居るが、この行爲とても彼コーン・タンヤの創意ではなくて婆羅門の

眞似事を佛教徒が行つたといふに過ぎないからこれをしてしてもこの儀式が純佛教的なものであるとなすことを得ないわけである。

四四

供物の組成

次にカーオ・ティップ、カーオ・バーヤート、カーオ・ヤーターとは一體どんなものなるかを説明しなければならぬが、これは印度のそれ等とタイのものとは餘程性質が異つて居るやうである。印度に於て果してどんな造り方をするかこれを詳細に説明した書物は殆んど發見し得ない。想ふにこれ等の食料は印度に於ては餘りにも普遍的な有りふれたもので何等説明を要しないものに相違ないからであらう。先づヤーターであるが、前掲の小カークラが佛に獻上したのから判斷すると材料もタイ國のとは違ふし、その製法も手で握り潰すタイの方法とは異り印度のものは煮るやうである。又調味料も印度のは牛乳、バター、砂糖を用ひて甘く味を付けて居る。又佛教の規律に僧侶が朝目を覺すと先づヤーターを飲むと定め

られてゐるが、このヤーターは飲むといふ言葉から判斷して粥よりもより以上に流動性のものであることが知られるのであるが、タイの佛典解説書にはこれを解し易いやうに粥と譯して居るものが多い。尙上記の外に今一種異つたヤーターが記されてゐる。それはヤーター中に生薬クラブラオ（一種辛味を持つ樹）の葉、及び鹽を混じて幾分辛酸味を持たせたものである。因つて知るヤーターには甘いものと鹹味を持つたものと二種類あることを而してタイで造るヤーターは前者に類似するも味も色目もその製法も決して同じではない。

次はカーオ・バーヤートであるが、これはヤーター以上明瞭を缺き確かに斯様なりと斷定するを憚るのであるが、糯米を牛乳、バター、砂糖で煮たものと思へば大體の見當は外れないやうである。因みにタイ人にとつてはバターの臭氣程嫌なものはなく、丁度吾等がタイ人の好物たるカピ（車蝦で製した調味料の一種）の悪臭に耐へ難いのと同じである。さればタイ人はバターを使用しなくてはならない場合にも申譯的に出来るだけその使

用量を制限するのであるが、それでも尙彼等はバターと言ふ呼聲にさへはや參つてしまふ位である。然るに他方印度人にとつてはそれは牛乳と共に天人の食料なりと稱讚する程に大切な好物なのである。

カーオ・ティップはタイ人がタイ人の口に最も適するやうに工夫して造つた食物で今日官中に於て造られるものの中には次の如き多種多様なものをその定まつた量目だけ混合することになつてゐる。即ち、黑豆、白豆、メー・タイイ豆、ラーチャ・マート豆各二斗、黄豆二斗、金豆、青豆各二斗、落花生二斗、胡麻三斗、茨實一斗、沙穀椰子一斗、沙穀ウイラート一斗、西瓜種一斗、玉蜀黍二百本、粟二百穗、炒米五斗、里芋、馬鈴薯各二十個、乃至三十個、菱及び芋齋各三斗、香米二斗、紅樹果一升、蓮の實一斗、マクラム一斗、牛乳適宜、バター五合、蜂蜜及び糖蜜各五升、古椰子五百五十個、若椰子五百個、甘草四斤、水砂糖十三斤、粗目二十五斤、ドロ砂糖百五十壺、脹米、食パン適量等で、果實は生果が柘榴、釋迦頭ゴ、ランゲサート、ラムブタン、柿、梨、芭蕉、柑橘類

四五

等、乾燥したもの、龍眼、荔枝、ブットサリウ、干柿、棗等、水浸したもの、チット、サトーン、煮詰めたもの、下リアン、鳳梨、未成熟の米胚乳、生菱、赤甘蔗等でこれ等は何れも適量、而してこれ等種々雑多な物料の混合法は各その品物により刻むものは之を刻み、煮るものは煮、搗き砕くものは搗き砕き、榴榴柑類の如きは壓搾してその果汁を採る。水は全て聖水を用ひ、薪はチャイヤブルク樹と、ブツサー樹との二種に限られ、これに點火するには燐寸を用ひず日光をレンズに通して發火せしめこれを天火と呼んでゐる。タイに於ては何時頃からカーオ・ティップを作り始めたか、古記録に明瞭でないがアユタヤ時代には確かに作られたと信ぜられる節がある。ラーマー一世ブツタヨートラー王はカーオ・ティップを甚だ愛好せられ、これが攪拌には内親王を以つて當せられた。

攪拌役の處女

古來カーオ・ティップを攪拌する者は素くこの食料が

婆羅門に獻上する目的で造られたものなるが故に料理人も又婆羅門でなければならなかつたのが、タイでは處女がその代用を務めるに至つたことは既に述べ置いた通りであるが、右の事情について茲に今少しく説明を加へることゝしやう。先づ處女ブハヤリといふ言葉の解説であるがこれは佛教と婆羅門教とは非常に意味が相異してゐる即ち佛教に於ては梵天ブハヤリの如くに振舞ふ女の意である。或者は處女を未だ夫に見えざる女の意に解し或者は未だ月經の來潮を見ざる女の意に解して居るやうであるが、佛教の解説に隨ひ梵天の如くに振舞ふものとせば後者の解説は當らない。何故なれば後者の禁慾は期未だ至らず情湧かざる者の無慾で眞の意味の禁慾ではないからで、情を解して然もその情を發せしめない者であつて始めて梵天の如く振舞ひ得るからである。他方婆羅門教典マハーバーラタの中に記されてゐる處女の意義はこれと異つて居る。右に依れば處女は師(婆羅門)と共に居るときはその教訓を守り、その命令に絶對服従し、師よりも夙く起きて、遅く寝、節を守り、よく忍耐し、向學心に富む

ものでなければならぬ。而し上記の諸徳を涵養する終局の目的は聖典吠陀を學び、占星觀相學を學び、マヌの法典を學び、祝詞を學び、これ等を基礎知識として、起死回生の秘術を會得するに在り、之を要するに婆羅門教に謂ふ處女とは知識を獲得するに必要な艱難さを養つて禪に悟入し、梵を身に具現する者を指し、佛教の情慾禁壓を意味するものとは大いに趣を異にしてゐる。婆羅門の女は前説の通り十二歳を超えて尙配遇者の得られない者は廢人扱にされる約束故斯かる廢人が重要なこの式典に預ることは思ひもよらず、されば十二歳未満の少女が之に當らなければならぬわけであるが、タイ國では到底かゝる少女を數多く求めることが出來ず結局國王の裁斷で王族の間にそれに該適する年齢の少女を探し求めて代用することにタイ婆羅門が同意したのであつてタイ國では従つて佛教的な處女の意を採用してゐることになる而して王族も最初の程は内親王であつたのが人選難より王族の階級が順次低下し遂には平民が代理するやうになつた。

カーオ・テップを攪拌する處女の服裝は古代に於ては儀式の行はれる三日間を通じて白裝束であつたのであるが、ラーマ四世時代から二日間は色物を纏ひ得る習しとなつた。又最初はチップと稱する長尾衣を着けたものであるが、これも少女の動作を困難ならしめる理由から普通のバヌンバヌンに改められた。裝身具としては首飾、腕飾、足首飾を用ひ、處女の年齢及び所屬の階級によつてこの裝身具には多少の變更があるが、同じ王族でも階級の上位にある王女がこの役に當るときは式典も一段と盛儀を極める。但し本式典は若し宮中喪が發せられて居る間は新穀祭のみとり行はれてカーオ・テップ攪拌の儀は取止めとなるの例となつて居る。

儀式の次第

儀式は佛、婆混淆の祭壇を設け、カーオ・テップ攪拌に使用する道具類を並べる。十月の虧月の十三日の午後に愈々僧が讀經を始め、カーオ・テップ攪拌に奉仕する處女達は幕の裡に坐して讀經を聽く。燭を點じ供物を獻

じたる後、録事が告文を奏す。右の告文は大體三段に分れて居て、前後に於てはカーオ・テップ、カーオ・パーヤート、カーオ・ヤークーを作る古來の習慣とその必要を説き、中段に於ては僧侶に對し、この供養を佛へ取次ぎ方を依頼し、後段に於て右の功德により國家安全五穀豐饒を祈求することによつて結ばれてゐる。告文を奏し終ると再び僧の讀經があつて初日の儀が終る。第二日目からは僧侶に對する饗應が始まる。初日には官吏の造つたヤークーを以て、第二日には王族男子の造つたもので第三日目には王族女子の造つたもので夫々饗應するのであるが、このヤークーを盛るタイ語でトーと稱する筒型の蓋附容器の意匠競争が又一段と興味を惹く。王男子は多く彫刻花を以つて之を飾り、王女子は多く生花を用ひお互に相手の技巧を貶し合ふ。男子は女子の造つたものを難じて美を解せずと言ひ放ち、女子は男子のものを嘲つて似花非花と嗤ふ。近世に至つては皆にトーの飾附のみならず、これを置く臺にまで色々苦心し棚を設けて甘美な菓子類を置くもの、又好み好みの贈物をするものや

は臺を機械仕掛けとなすもの等逐年贅を逐ふ傾向を辿り古式のトーには一顧も與へられないといふ始末である。但しこゝにも人情は避け難いもので、高位高官者の造つたトーは假令意匠に於て劣るところがあつても一度は佛陀に捧げてその面目を立てたる後下位の僧に與へられる習である。他の諸々のトーは僧務司が僧侶の名を記した旗を用意し置き、出戒の國王に奉れば、王は種々意匠をこらして造られたトーを一瞥後國王の御意志により記名の旗をトーにさし、こゝに僧に對するトーの割宛が定まるわけである。トーの作成について最も注意を要することは南瓜の使用が絶対に必要なことで、他の飾附けは各人の自由とするもトー丈けは硝子や陶磁器では絶対に不可で、必ず南瓜でなければならぬ。ラーマー二世の頃にはこの爲に態々支那から多くの南瓜を輸入し各人がその大を競つたと記されて居る。然らば何故に南瓜でなければならぬかの理由に就いては只單に美しいといふ以外に他に深い意味が無いやうである。

第三日目は最初の讀經が終れば告文を奏し、第二回目

讀經が行はれる迄は前日と同様であるが、これが終れば僧侶は退出して愈々カーオ・テップ攪拌の儀が行はれる先づ攪拌處女には幸先を祝ふ意味に於て、モムチャオ以上の者には法螺貝の聖水をモムチャオ以下の者には瓢箪の聖水を下賜せられ、續いて彼女等は女官連に伴はれて式場に臨む。正式々場は今日二ベート・ピタヤーと呼ばれてゐる殿堂であるが、宮中の都合により式場は毎年方々に移される。場内の模様を簡単に紹介すれば、竈は一列に八個設けられ、夫々一個の鍋が据え附けられる。竈の前にはテーブルがあり、その上に攪拌用の小道具類が袋に入れて置かれて居る。處女達の席は竈の僅か後方一竈に二人宛鍋の高さより少し低目に設けられる。四方の柱には提婆の像をかゝり近習がこれに燭を點じて祀り、更竈と竝んでパッタヤイ師を祀る小祭壇を設けこゝに酢、バター、牛乳等調味料のは入つた瓶が供へられて居る。さて時刻が到來すれば處女達が全て冠に威儀を正して所定の場合に着席、續いて國王が御臨場になり、親ら各鍋の中に法螺貝の聖水を注がれ、各鍋の上に置かれて

ある二挺の權に幸を與へられつゝ進まれば、その後より王子が、酢とバターを各鍋に少量宛注ぎ廻り、次に係の女官が攪拌物料を各鍋に投ずれば處女等は靜かに權を手に取り攪拌を開始する。それと同時に音楽が奏せられ、司祭の上位婆羅門が法螺貝の水を各中に注ぎ入れれば式典は終了し、國王は宮中に還御せられ處女等も續いて宮中に退出し、後はフイ・バイと稱する攪拌専門を業とする者に讓るわけである。斯くて充分に火入れが出来れば先づ前夜より用意のテヤップと稱する大高脚盤四個にカーオ・テップを鍋から移し、早朝國王が僧侶を招待せられ然る後王族、官吏及び僧侶に夫々カーオ・テップの包を御下賜になる。包みは大、中、小の三種に分れ、大は王族に、中は高級官吏に、小は下級官吏に與へられる。又國王親ら僧侶に托鉢せらるゝこともある。

以上を以つて新穀祭の大要を敘し終つたが、タイは古來農業國で古來耕作に關する諸儀式は非常に重要視せられ、就中上述の新穀祭は、始耕祭、收穫祭と共に農耕三大祭として最も重視せらるゝところである。



タイ國寓話「跛の野兎」雜考

奥村鉄男

五〇

「陰險な目つきをした、廣い額と顎をもつた凄しい顔付の一匹の犬が、ベーン・ラーオの北の方、ジャングルのはづれ近くの馬道にある、とある岩蔭に蹲まつてゐた。

ジャングルからゴソ／＼出て来る二匹のけだもの、の聲を、はつきり聞いた。と思ふ間もなく、そいつらの姿が現れた——一匹は猿で、もう一匹は前足をもちあげて、跛を引いた野兎で、犬の前にブル／＼震へながら立つてゐたが、二匹とも、犬を自分より目上のものだ、いはず語らずのうちにきめて、今起してゐるゴタ／＼の裁きをしてもらふ人にしてしまつた。

『その方たちの名は、何と申すか？』と、裁判官がた

つばたいたのです。といふのは、わたしがコー・ヤイーへ行く権利があるんだ、と頑張つたからです。ア、公平な裁判官様、わたしは行つてはいけなないので御座いますか？』と、野兎は憤慨して答辯をした。

裁判官は心のうちで、野兎をバツクリ喰つてやらうと思つて、次のやうな判決を下した。

『コー・ヤイーへ行くには、二本の道がある。猿は下手の路を、野兎は上手の路を行き、眞つ先きに着いたものが、腹一杯喰ふがよい。如へドン尻に着いたものは、直ぐわしのところへ戻つて、仕事を終へることにする。』

野兎はこれは危いぞと、裁判官の悪企みに気がついて自分の生命を助けたいと思ひ、早速逃口上を張る決心をした。

『さつさと失せやがれ！』と、それから裁判官が嗷鳴つた。すばしつこい猿の奴が、跛の野兎よりも先きに着くにちがひないと思つて。

野兎は自分の仲間が、どれもこれもみな、よく似通つてゐることを想ひ出して、跛の前足を引きずりながら、一

づねた。

猿が答へるやう。

『閣下、シモイエで御座います。』

野兎はオツ／＼と返事をして、

『檀那、タフテイと申します。』

『して、文句をたれてゐるその方たちは、どちらへ行かうといふのかね？』と、裁判官が尋問した。

『わたしはコー・ヤイーの近くのドリアン畑へ行つてそのドリアンの實にどつさりある核を少々とりに行く途中で御座います。この猿の奴とは、路で出くわしたのですが、わたしに喧嘩をふつかけて、わたしの前足をひ

生懸命、ピョツコン／＼と出かけた。

それから間もなく、一匹の仲間に出くわしたので、首尾よく、自分の計畫通りやる事が出来た。野兎は仲間、自分が困つてゐることを打明けて、同族の誰に、自分の生命を助けてもらひたいと頼んだ。野兎は仲間、コー・ヤイーの方向へ、誰かほかの野兎に出くわすまで、ドン／＼北の方へ走つて行き、次から次へとレイ式に指令を渡すやう、最後の者がコー・ヤイーに着くまでは前足を一本跛を引いて、自分に化けてくれることや、出来るだけ早く核をかき集め、跛の前足をもちあげて、畑の端に坐つてゐると、猿奴が多分、上手の路をやつて来る筈だけ教へた。兎の眷屬は、擧つて兄弟の味方をした猿の奴は路を遊びながらブラン／＼やつた来て、馬鹿にしきつた相棒の野兎が、跛の前足をもちあげて坐りながら核をゆつくり噛み割つて、今にも歸りかけやうとしてゐるのを見て、喫驚仰天腰を抜かした。猿はその計略を見破ることが出来ず、かへつて、自己反省をさせられて『念には念を入れよ』とは、このことだと悟つた。それ

で、跛の野兎は命拾ひをして、自分の子供たちのゐるところへ歸り、喧嘩口論にはよく氣をつけるやう、口を酸っぱくしていつてきかせた。

この話はアメリカのペンシルヴェニア大學の鑿彫術教授マックスウェル・ソムマーヴィルの著書『メーナム河上の暹羅——灣よりアヌチャキ』(“Stam on The nam from The gulf to Ayuthia”, etc. by Maxwell Sommeralle, Professor of glytology, University of Pennsylvania D. B. Lippincott Company, Philadelphia, 1897)より譯出したものである。

これを讀んで、誰でも直ぐ氣のつくことは、これは『アインゾボス(イソップ)寓話集』の第三百五十二話「龜と兎」の換骨脱胎ではあるまじかといふことである。尤も、タイ國の風土よりして、猿とか、ドリアンの実とかいふ、この國に普通に見出し得るものをあしらつてゐることは、極めて自然であるが、犬が敵役に廻つて猿が積極的に悪とか狡智とかを代表してゐないことは、

些かわれ／＼の注意を惹くものがある。大體、タイ國で、犬は下等なもの、不淨なものと考えられてゐるやうであるが、猿は印度に源流を有する、かの一大叙事詩『ラーマヤナ』の劇化したもの、中で白猿ハヌマン等に見られる如く、所謂、美國をイムバーソネットしてゐるから、これがこの種の寓話で演ずる役割も、勢ひこれらの制約を、意識的、或は無意識的に受けてゐるものと想像されるのである。

さて、次にはこの寓話の成立に就いて、少しく考へて見ることとする。前記の筆者ソムマーヴィル教授は、これに關して何等の手がかりとなるべき記述をしてゐないから、果してこれが、余程古くより譯誦されてゐたか、或は著作等の形で残つてゐたものかは明かではない。或はまた、比較的近代に作られたものかも知るよしが無いしかし、これに關しては、少くとも今を去る約五十年前即ちソムマーヴィルのこの著書が編述された時より以前であることは、全く疑ひのないところである。

こゝに極めて大膽な假定が許されるならば、この寓話

のものとなつた『アインゾボス寓話集』中の話が、西歐人の訪暹につれて、口頭か或は書物等何かの形で傳へられたものではあるまいか。かのポルトガルと暹羅(當時はアヌチャ王朝)との國交は、西曆一五二一年(後柏原天皇の永正八年—皇紀二一七一年)即ちわが室町幕府の終りに近い將軍義隆の時代に開かれた。(註一)當時の國王ラーマ・テイボディ二世は、これより後數年して、キリスト教の布教の自由を認めた。(註二)次いで、一五九八年(後陽成天皇の慶長三年—皇紀二二五八年)ナレスエン王は、イスパニアと修交通商條約を結び、(註三)エーカートートサロット王の時、オランダと交通を開始し

一六〇八年(後陽成天皇の慶長十三年—皇紀二二六八年)には使節を同國へ遣した。(註四)また、一六二二年八月十五日には、最初のイギリス船グローヴ號が、パタニーより北航してアヌチャに達した。(註五)かくの如く、ヨーロッパ人の渡來が盛んになるにつれ

西歐の文物が續々と紹介され、輸入されたことは當然である。ポルトガルの宣教師が、わが國に於ける如く、種

めて熱心に布教に従事したが、タイ人をして改宗せしめることは、殆んど不可能に近く、後年、コンスタンティン・フォルコンの悲劇的最期をさへ誘發したことは周知の如くである。

新村博士の説いておられた如く、キリシタン版文學書中唯一の對外文學の譯書として、所謂外道の書として、ラテン文から抄譯せられた『伊曾保物語』は、西洋文學がわが國語に移された最初のもので、キリシタン文學として、價値の高い尊重すべき文獻である。(註六)これは原名を『イソボのフワブラス』といつて、わが國の俗語に譯出して、ローマ字で綴つたものを、西曆一五九三年(後陽成天皇の文祿二年—皇紀二二五三年)、天草の耶穌會學林で開板したものである。(註七)この文祿の原書は宣教師ワリンヤーンが、南方から舶載した活字を以て、天草で印刷したものであることを、こゝに附加しておく(註八)

この文祿舊譯天草本『伊曾保物語』には、「龜と兎」の話が見當らないが、この譯本は今から三百五十年も昔に

既にわが國に於て出版せられて、民間に流布してゐたと想像されるが、わが國より三十三年も前から、ポルトガルと國交を開いてゐたタイ國に、かなり古くから、『アイソボス寓話集』の一部か、或は全部が紹介されてゐた蓋然性に乏しくないと考へただけでもまことに興味津々としてつきないものがある。

なほ、新村博士の研究によれば、明末熹宗の天啓五年即ち西曆一六二五年（後水尾天皇の寛永二年—皇紀二二八五年）教會士ニコラ・トリゴ（金尼閣）の譯述といはれる『況義』伊曾保險言選、並びに清の宣宗の道光二十年、即ち西曆一八四〇年（仁孝天皇の天保十一年—皇紀二五〇〇年）廣東で出版された『意拾噺言』があるが（註九）暹支間の交通は、極めて古くからあつたから、或はこれらの漢譯書が、タイ國へ傳へられ得る可能性もあつたわけである。

兎に角、彼の野鬼の話が、所謂、イソップ物語にヒントを得たものと假定しただけでも、いろ／＼の對外的文化交流が想像されて、なか／＼に興味の深いものがあ

る。それから、これに假令、前記の著者ソムマーヴィルの潤色が多少加つてゐるとしても、よしんば彼の創作であつたとしても、ローカル・カラーの豊かな民俗をも些か表現してゐる點に於て、捨てがたい趣のあるものといへやう。

一應、甚だ蕪雜ながら、紹介かた／＼こゝに私見を述べて、大方諸賢の御示教を仰ぐ次第である。

- （註一） 郡司喜一氏譯、W・A・R・ウッド著『タイ國史』一〇七頁。
- （註二） 同書、一〇七頁。
- （註三） 同書、一七一—一七二頁。
- （註四） 同書、一八三頁。
- （註五） 同書、一九〇頁。
- （註六） 新村出博士著『日本切支丹文化史』、一九三一—一九八頁。
- （註七） 新村出博士校註、『文祿、舊譯天草本伊曾保物語』、解説、一頁。
- （註八） 同書、舊版附録、四五頁。
- （註九） 同書、舊版附録、一七—四七頁。新增附録、四九—一〇七頁。

【短篇タイ文學】 五 月 の 雨



子供が玩んでゐる人形を見る時、われらは土及び木片により造られたこの人形に對し少しの注意も拂つてゐない。人形は子供の小さな指の中に操られてゐる。

しかし人生もこの人形の如く自然と云ふものに操られてゐるのではないだらうか。

數百年前一人の若者が急ぎ足でカーンチャナプリー國を流れる河の對岸にある南ブラドゥー寺院を通り抜けてゐた。彼の服装は深青色の腰巻に白の腰布といふ簡單なものだつた。そのやつれたやうな顔色によつて、彼が急いで來てとても疲れてゐると云ふことが一目見て解る。

（原作タイ文） ウエーターン作

江 尻 英 太 郎 譯

若者は汗を拭きながら大きな黒い雲が寺院の方へ近づいて來るのを見た。その雲は空一つばいに廣がり同時に遠くからごろ／＼と雷の鳴る音が聞えて來た。天候が一變したので若者はもう近くに迫まつてゐる雨を避ける場所を捜し出す爲め周囲を見廻した。小さなサーラー（寺の小屋）は彼の足向を變へ、彼は寺院の後の方に作られた小屋に近づいた。彼は心の中で考へた、なんと云ふ事だらう、五月に雨が降るなんて、生れてから初めてだ。幸にこのサーラーがあり雨宿り出來たから良いが、何んと云ふ雨だらう。註一）彼が小屋まで行かない中に大粒の雨が降り出して來たので彼は走つた。しかし彼一人では

なかつた、一人の僧侶と若い女もこの小屋の中へ走り込んで来た。僧侶はこの寺院におる者に違ひない。女の方は服装から見て、當時タイ國の首都であるアユッタヤーから来た者らしい。

雨宿りの三人は殆んど同時に小屋に入つた。と雨は勢ひよく降り出して来た。僧侶はひとり言の様に言つた。

「どうしたと云ふんだらう、早期に雨が降るとは全く不思議だ」

若者は横目で女を見た。彼女は僧侶の言つたことが聞えなかつたのか、顔を伏せて黙つてゐた。若者は彼女が見られてゐることに気が付いた様子にてれたのか、腰巻の結び目から、芭蕉の葉とタバコを取り出し、タバコを作つて喫みはじめた。女は僧侶に近かよつて話しかけた。「これは私の前世の因果かもしれせんわ、貴僧が折角御助け被下ると云ふのに、雨が降り出して時間を遅らすなんて」

僧侶はこれを聞いて不憫を催はしたのか雨の中へ飛出す用意をして、

「そんなに心配なら、早くアユッタヤーへ行きませう
雨に濡れても行きませう」

もし佛の戒律(註2)がなかつたら、彼女は僧侶の衣の裾を引張つただらうが、しかし彼女は地獄の苛責を恐れ
たのか、ただ呼び止めるだけにして、

「罪深く私のために貴僧が濡れるのは私の罪を深める
だけです。もし夫の死刑時間までにアユッタヤーに着か
なかつたら、何もかも因果の報ひと思ひ諦めます。が夫
の母が諦らめ切れないのが可愛想でなりません」

僧侶は非常に情に脆い人だと見えて、これを聞き、し
きりに溜息をつきながら、

「貴女は前世の因果と言ひましたね、貴女は佛の教へ
を良く知つてゐるのでせう。人は生れて来た以上自分の
思つた様に苦を逃れ、樂を求め得るものではない、全て
前世の因果による、あだかも舟の如く、船頭の運轉によ
つて方向が定まる様なものです、貴女の場合も同様です
國家が死刑にせんとする殺人の大罪人アイボンが惡運
よく法の目を潜つて脱走し、模範官吏であつた貴女の夫

君クンサーコーンがアイボンが見張り役を命ぜられた
のが運のつきだつたのです。裁判官が言ふやうに拙僧は
貴女の夫君が大罪人を逃してやつたとは思へない。これ
も前世の因果でアイボンが逃げられたのだと信ずる。
それで夫君は大罪人を逃してやつたと云ふかどで代りに
死刑に處せられることになつたのだ。これで見るとアイ
ボンが前世に於て善良な事を行つて置いたから、それ
が報いられて、法の目を潜り逃げ終えたのでせう。貴女
は拙僧の佛徳により夫君を助けようと、拙僧を迎へにこ
られた。しかし拙僧の佛徳も何等夫君を助ける力にもな
らんのだ、善因果も惡因果も全ての人々が生れながら持
つてゐる。佛陀ですら前世の因果をどうすることも出来
なかつたのです。しかし貴女と夫君の母の納得できる様
御希望通りに雨に濡れても都へ行きませう」

言ひ終ると僧侶は小屋を出た、屋根の下を出るか出な
い中、もう雨でびしょぬれになつてゐた。そばで聞いて
ゐた若者はしばらく思案顔をしてゐたが、思ひきつて女
に話かけた。「もう僧侶を雨に濡らすことをやめなさい。

さつき僧侶がアイボンと名前を呼んでゐたこの私をア
ユッタヤーへつれて行き夫君の變りに死刑に處して貰ひ
なさい。これも全く前世の因果だらう、こうして、早期
に雨が降り。私と貴女とが同じ所で雨宿りしたのは、今の
出家の話聞き私の逃亡する意志は覆へされたのです」
若者は顔を上げて空を見た。その時不思議に雨はやん
で、日がきら／＼と照り出した。そして一片の雲もとど
めぬ蒸し暑い陽氣となつてゐた。

註1 タイ國では四月頃より七月の末まで早期になり、全然
雨が降らないのである。

註2 タイの佛敎に於ては僧侶は身體を女に觸れることは出
來ないことになつてゐる。

資料欄

時局下に於けるタイ國財政の陣容

鹽谷醇

近代的財政制度の確立

タイ國が近代的財政制度を實施したのは二十世紀に始まる。それ迄は各省が獨立して徵稅權を有し、その收入をもつて各省の經費に充ててゐた。大藏省唯形式的に財政上の權限を有するのみで大部分の徵稅は内務省と官内省とが之を取扱ひ、大藏省は僅かに關稅と請負制度による二三の稅種とを收納してゐたに過ぎなかつた。然るに内外の情勢は久しく此の舊態の持續を許さず、佛曆二四三九年當時のエチプト政府の大藏次官インズ (A. Michelle Innes) を財政顧問として招聘して財政組織の整備を圖つた。その結果、近代的財政制度を移入し從來の各省獨立の會計制度を廢して徵稅權を大藏省に集中し別に會計檢査院を設けて財政上の檢査監督の任に當らしめることとなつた。かくして佛曆二四四四年より毎年豫算の編成、歲計の公表も行はれ近代的財政制度の形態を備へたのである。

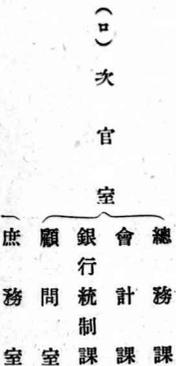
インズの辭任後もカルナツク (C. R. Carnac) ウキリアムソン (W. J. F. Williamson) タツク (E. Cook) クスター (J. Baxter) ドル (W. A. Doll) に至るまで引續き四十年間イギリス人を財政顧問として招聘した結果タイ國のイギリス依存性を抜く可からざるものならしめてゐたが、大東亞戰爭の勃發を契機として漸くその桎梏を脱した形となつたのである。

タイ國財政がその近代的形態を整へた初年度即ち佛曆二四四三年—二四四四年皇紀二五六〇年—二五六一年には、その規模甚だ小さく歳出入共に三千萬銖であつたが、その後の經濟的發展につれて財政も膨張し、佛曆二四五三年—二四五四年には六千萬銖となり、佛曆二四六三年—二四六四年には八千萬銖を超え佛曆二四六〇年—二四六一年以降は引續き毎年一億銖以上に及んでゐる。

大藏省官制

財政金融に關する國務を管掌する大藏省は現制度では左の部局を置いてゐる。

(イ) 大臣秘書官室



(一) 主計局
 俸給課
 臨時支出課
 決算課
 財務課
 歲入調查課
 豫算課

(二) 國庫局
 中央國庫課
 貨幣課
 國有財産課
 造幣課
 王室財産課
 庶務室

(ホ) 歳入局
 會計及漁業收入課
 査定課
 租稅收納課
 財務課
 庶務室

(イ) 消費稅局
 庶務室
 財務課
 工業稅課
 酒精稅課
 酒稅課
 阿片吸飲所課
 阿片收納課
 酒精蒸溜課
 阿片製造課
 取締課
 法規課

(ト) 關稅局
 中央行政課
 稅關監查課
 統計課
 輸入及輸出課
 出納課
 稅關監查官課
 行政部
 業務課
 港部

佛曆二四八五(二六〇二)年七月一日現在の大藏省幹部氏名を擧ぐれば左の如くである。

- 大藏大臣 バオ、ビエンラート、ボリマン、ユタキツト (Bhao Phierlert Boribhandh Yuddhakitich)
- 副大臣 タイエン、ケン、ラナムシム (Thier Keng-Radomyng)
- 代理大臣 ワニット、パナノン (Vanich Panananda)
- 官房秘書長 員
- 次官 トンギエン、タウイラミエン (Thongyaen Thawillanien)
- 主計局長 ナエブ、パホンヨーティン (Naeb Baholyodhin)
- 國庫局長 オン、ブンナーク (Orn Bunag)
- 關稅局長 チャルーン、スーブセーンヅ (Charoon Subsaeng)
- 消費稅局長 チャロー、シーサラコーン (Chalaw Srisakorn)
- 歳入局長 モムチャオ、ウイムワタイ、ラウニツタ (Morn Chao Winwaditva Rapipadha)

歳計の現状

タイ國豫算制度は一般會計歳出入および投資會計歳出(本年度豫算法においては特別會計歳出)の二部より成り、一般會計中の歳出は一般會計中の歳入を以て賄ひ、投資會計歳出は國庫豫備金および國債をもつて之を賄ふのを建前とするのであるが、例年一般會計歳入を控目に見積る結果、實際の歳入は相當多額の自然増収と相俟つて豫算見積額以上となり歳出を償つて尙餘りあるを通例としたのである。この國庫剩餘金に加ふるに通貨準備の運用純益金をもつて投資會計歳出に充當する結果、國庫豫備金および國債の負擔すべき不足額は比較的僅少であつて従來タイ國がその

健全財政を誇つて來た所以である。併し佛曆二四八三年末より佛曆二四八四年初に及んだ佛印との紛争事件および日支事變の長期化、歐洲大戰の推移に伴ふ東亞における情勢の緊迫はタイ國財政をして頓に國防財政の性格を帯ぶるに至らしめ、遂に佛曆二四八五年における大東亞戰爭の参加は本格的戰爭豫算を編成せしめ、歳出の膨張、歳入の激減、國債の増大等その豫算は従前と全く一變せる相貌を呈するに至つたのである。

以下タイ國財政の國防的性格を明かならしめる爲に最近三ヶ年間の歳計を比較表示しよう。

(甲) 總豫算 最近三ヶ年間の總豫算即ち一般會計歳出および投資會計歳出入を比較すれば左の如くである。

(一) 一般歳計	佛曆二四八三年度(註一)		佛曆二四八四年度		佛曆二四八五年度	
	豫算	實績	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(註二)	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(註二)
歳入	一六〇、〇四四	一七五、六四五	一三七、九六八	二二、〇七六	一二五、八六三	一一、一〇六
歳出	一七二、七二〇	一六五、〇七一	一四七、五九九	二五、一一一	一二五、八五七	二二、七四二
豫算上の不足 又は實績上の 剩餘金	(一) 一一、六六六	一〇、五七三(一)	九、六三〇	三、〇三五	四	三、〇三九
投資會計歳出 の運用純益金 に充當せらる べき通貨準備 の運用純益金		一、四七五				
投資會計歳出						

に充當せらるべき合計金額	二二、〇四八			
(一) 投資會計歳出	二六、三五八	二四、一一〇	五六、五三六	三〇、一七八
(二) 國庫預備金及内國債より支出すべき純不足額	三九、〇二四	一一、〇七一	六六、一六七	二七、一四三
				九三、三三〇
				二七、一六二

前表の示すが如く逐年國防豫算の膨張に伴つて一般會計は縮少し投資會計歳出は増大する傾向にあり。殊に佛曆二四八五年度豫算においては歳入の根幹をなす關稅、鑛山收入、官有林收入見積は激減を示した。そこで一方かく減少したる一般會計歳入に對應して一般會計歳出を削減したが、他方佛曆二四八四年度より新しく國防費の挿入に依り膨張した投資會計歳出は之を主として國債により賄ふ方針の様である。但し佛曆二四八五年度四月議會を通過した緊急國民豫算法により約二千八百萬銖の増税が行はれる筈であるが、之を以てしては九千三百萬銖に上る赤字を償ふべくもなく、その差額は結局國債に依存せざるを得ないと考へられる。

(註一) 佛曆二四八三年度豫算は、會計年度の變更に因り、佛曆二四八二年十月より佛曆二四八三年十二月までの十五ヶ月間の豫算を計上したものである。
 (註二) 本稿執筆中、佛曆二四八四年および佛曆二四八五年度の實績は未だ不明なるため、前年度豫算と比較することにした。以下の歳出歳入も之に倣ふ。

(乙) 歳出
 (一) 一般會計歳出

最近三ヶ年間の一般會計歳出を比較すれば左の如くである。

費目	佛曆二四八三年度		佛曆二四八四年度		佛曆二四八五年度	
	豫算	實績	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(▲)	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(▲)
(一) 王室費	五千七	四千三	四一七	二〇	四一四	六、〇七九
(二) 國債費	九、八八〇	九、八七四	八、四三一	一、四四八	二、三三二	六、五五九
外 國 債	七、六二〇	七、六一九	六、五五九	一、〇六〇	—	六、五五九
内 國 債	二、二六〇	二、二五五	一、八七二	四八八	二、三三二	四八〇
(三) 義務費	一〇、七九二	一〇、二四八	八、五五六	二、二三六	九、七四九	一、一九二
(四) 國民議會	八四四	七六九	六七二	一七三	六五九	一一
(五) 内 閣	二、六七二	二、〇五七	二、五九一	八〇	一、三二五	一、二六五
(六) 國 防 省	五三、六〇一	五三、三〇二	三八、五五〇	一五、〇五一	四〇、六七四	二、一二四
(七) 大 藏 省	一一、八四五	八、八三五	一〇、四九九	九八五	九、〇六五	一、四三四
(八) 外 務 省	一、五五五	一、〇七二	一、三三五	二一九	一、一七〇	一六五
(九) 文 部 省	一八、一九九	一七、五七八	一五、六九六	二、五〇三	一四、五五〇	一、一四五
(十) 内 務 省	三二、八四九	三〇、五九八	三〇、八四六	一、〇〇三	二二、一六五	七、六八一
(十一) 司 法 省	二、九一九	二、八八五	二、四二二	五〇六	二、一一三	二九九
(十二) 宮 内 院	七五四	七二六	六〇一	一五二	四二六	一七五
(十三) 經 済 省	一六、七三七	一六、二四〇	一四、九二七	一、八一〇	一、一一八	一三、八〇八

費目	佛曆二四八三年度		佛曆二四八四年度		佛曆二四八五年度	
	算	實	算	前年度豫算に比し増(△)減(○)	算	前年度豫算に比し増(△)減(○)
(古)農務省	八、二六八	七、七五五	八、五九六	三三七	五、六〇二△	二、九九四
(古)交通省					二、三六三	二、三六三
(古)支出豫備金					二八〇	二八〇
(古)雜	二、二五一	二、一八四	三、四六七	一一五	七二八△	二、七三九
一般會計歳出合計	一七、七二〇	一六、五〇七	一〇、七五九△	一七、四七二	二二五、八五七△	二、一七四二

前表の示す如く、國防豫算の膨脹に伴ひ義務費、國防省以外の歳出は凡て削減せられて居る。特に佛曆二四八四年度まで一般會計において支出せられて居た國債費中の外國債費は、佛曆二四八五年度においては一般會計歳出中より除外せられ投資(特別)會計歳出に繰入れられたのである。

國防省費は、佛印紛争に遭遇した佛曆二四八三年度において最大であつたが、その翌年度より投資會計歳出中に新に國防費が設けられたために、一般會計歳出中においては、大東亞戰爭勃發後においても左程の増加を來して居ない。

交通省は佛曆二四八四年八月に設立せられ(經濟省より分離)更に佛曆二四八五年五月經濟省は商業省産業省の二に分れた。

(二) 投資(特別)會計歳出
最近三ヶ年間の投資(特別)會計歳出を比較すれば左の如くである。

費目	佛曆二四八三年度		佛曆二四八四年度		佛曆二四八五年度	
	算	實	算	前年度豫算に比し増(△)減(○)	算	前年度豫算に比し増(△)減(○)
鐵道	三、八七四	三、二一〇	四、九四四	一、〇七〇	一、三八三△	三、五六一
水利工事	二、六九一	二、六一三	三、二三三	五四一	二、四五三△	七七九
郵便	七三三	五〇六	一、八六六	一、一三四	一、九四七	八一
産業組合	一八〇	一八〇	一	一八〇	一〇	一〇
民間飛行場	二二一	二二〇	二二六	一五	一〇二△	一三四
國道計畫	六、二六一	六、二六一	七、六八五	一、四二四	二、二〇一△	五、四八三
其他の道路	一、七七五	一、七二二	三、三九九	一、六二四	一、〇〇〇△	三、二九九
國民運動場	一一〇	一〇一	一五〇	三〇	一〇〇△	一五〇
石油タンク	九六二	八四二	六六一△	三〇一		六六一
棉花栽培獎勵	一、一五八	一、一三七	三、二〇〇	一、〇四二	三、四八△	二、八五二
パシフィック港灣施設及運輸	五、三九九	五、一四八	六、三六四	四、九六四	二、四九九△	三、八六四
農事試験場	三〇	二九	一	三〇		
種馬農場	一〇〇	九八	一二七	二七	一一七△	一〇
職業教育	七六八	七〇四	七六八		八一△	六八六
植物油工場	一六	六	一一九	一一二		一一九
電氣工業	一四五	一四三	一一四△	三三	四三△	七〇
觀光獎勵	三五	二五	二五△	一〇	三一△	七〇
公設屠殺場及食用肉販賣	八一八	三三三	一、四二八	六〇九	六一八△	八〇九

七〇
 るが如く其の歳入見積において上述の主要歳入項目の中、官營鐵道收入、阿片專賣收入を除きその他の収入は何れも減退を示し、總歳入において約一千二百萬ベイツ激減したのである。
 最近三ヶ年間の一般會計歳入を比較すれば左記の如くである。

項目	佛曆二四八三年度		佛曆二四八四年度		佛曆二四八五年度	
	豫算	實績	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(○)	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(○)
(一)國有財産收入	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖
山	五、四七五	五、三六八	五、九五八	四八三	四、二三五	一、七三三
林	七、三一九	一、九七七	八、四〇七	一、〇八八	五、一八四	三、二三三
鑛	六七五	七三六	八四一	一六六	一、四八二	六四〇
國有財産賣却及質貸	一三、四七〇	一八、〇八二	一五、二〇八	一、七三七	一〇、八九二	四、三二六
小計	二一、一七二	二四、二五三	一八、五〇〇	二、六七二	二二、四〇〇	三、九〇〇
(二)公企業收入	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖
官營鐵道(總收入)	四、一六四	五、三五九	三、九七三	一九一	五、一五七	一、一八三
郵便及電信	一、五九七	一、七二八	一、三七二	二二五	一、二〇二	一七〇
發電所	—	—	—	—	—	—
水道事業	—	—	—	—	—	—
燃料局	—	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—
小計	二六、九三三	三一、三四二	二四、八四五	二、〇八八	三〇、七六九	五、九三三

項目	佛曆二四八三年度		佛曆二四八四年度		佛曆二四八五年度	
	豫算	實績	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(○)	豫算	前年度豫算に比し増(△)減(○)
(三)利子及手数料收入	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖
直接稅收入	九四四	四四二	九八九	四四	一、一八九	一九九
家屋及店舖稅	一九〇	二五七	九八	九一	二二九	三一
所得稅	二、六八〇	三、三九〇	一、六五〇	一、〇三〇	二、五〇〇	八五〇
銀行及保險稅	五七	一四〇	八六	二九	六一	二五
營業稅	一、〇七九	一、〇三八	七四五	三三三	八〇〇	五四
小計	四、〇〇六	四、八二六	二、五八一	一、四二五	三、四九〇	九〇九
(四)其他の稅收入	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖
關稅	五五、九七九	五五、一九〇	四〇、三三二	一五、六四八	二五、九六三	一四、三六八
消費稅	一七、六八一	一九、七七〇	一五、六四一	二、〇三九	一九、五七七	三、九三五
漁業稅	八一九	九二二	六〇〇	二二九	七〇〇	一〇〇
印紙稅	三、三一九	三、八六四	二、七八七	五三一	三、六〇〇	八一
遺產及相續稅	二六〇	六四	四八	二二	五〇	—
興業稅	四三二	六四一	四七〇	三三	二五〇	二二〇
小計	七八、四九一	八〇、四四三	五九、八八〇	一八、六六一	五〇、一四〇	九、七三九
(五)阿片專賣收入	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖
阿片專賣收入	一五、四六七	一六、一五四	一三、六六四	一、八〇三	一四、三〇〇	六三五
(六)手數量罰金及免許料收入	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖	千銖
手數量罰金及免許料收入	一、七七七	一、八〇七	一、四五三	三二四	一、四一九	三三

地方廳手數料	屠殺場手數料	賭博免許料	船舶登記料及水門手數料	不動産登記料	移民入國手數料	乘物免許料	授業料	其他	小計	(八) 雜收入	(九) 國民貯蓄債券及公債賣却	歳入合計
六九五	一、四四〇	二、二九四	一、〇七一	一、〇七四	四、三九五	六二八	一、〇一八	一、八二二	一六、二一八	四、五一〇	一	一六〇、〇四四
七五八	一、二一一	二、八四八	一、一九六	一、二六四	三、一〇三	六四六	一、一五一	二、一三一	一六、一一一	八、二二三	一	一七五、六四五
七四三	一、三〇〇	二、三〇〇	七五六	九四三	二、六三〇	四七一	一、一六〇	八七九	二二、六三七	二、七八〇	一	一三七、九六八
四七	一四〇	五	三三三	一三三	一、七六五	一五六	一四二	九四三	三、五八一	一、七三〇	一	二二、〇七六
八七五	一、〇〇〇	一、八四〇	八三〇	一、〇二五	二、五〇〇	五五六	八三二	一、二六四	一一、一四三	二、九三七	一	一一五、八六二
一三一	三〇〇	四六〇	七四	八二	一三〇	八五	三三八	三九四	四九四	一五六	一	一一、一〇六

主要歳入項目につき略述すれば次の如くである。

(一) 租 税 收 入

前述の如く、租税殊に關稅は國庫歳入の根幹をなすものである。

(二) 國 有 財 産 收 入

租稅收入に比すれば其の額は少いが、鑛山收入、山林收入の重要性は輕視し難し。

(1) 鑛 山 收 入

鑛物資源の少いタイ國においては鑛山は主として錫鑛山である。外にタングステンを少量産する。大東亞戰爭前においては錫の價格の騰貴により鑛山收入は逐年増加の傾向にあつたが、本年度においては從來主として錫鑛山を經營してゐたイギリス系商社の驅逐、需要減退に基く錫の價格の下落に因り收入は激減した。戰前の錫關係主要商社三十有餘は殆どイギリス系資本であつてタイ國系會社は僅一社に過ぎなかつた。

(2) 山 林 收 入

タイ國は其の國內に豊富なる山林を有し大東亞戰前においては山林收入もゴム、チークの價格の騰貴につれて増加しつゝあつたが、本年度においては前記鑛山收入と略同様の原因に因り減收の見込である。(チーク材の原木はタイ政府が所有し山のまま競賣にて一社に高く賣るのであるが、佛曆二四八三年迄のチーク伐採特殊權二八件中八五%までイギリス、フランス、デンマークの六會社が占め、一四%はタイ國人その他に屬し、殘る一%が山林局の直營であつた。)

(三) 官 業 收 入

官業收入は租稅收入に次いで重要な地位を占めるものであるが、其の中でも官營鐵道收入、阿片專賣收入は相當多額に上つてゐる。其の中重要なものを挙げれば次の如くである。

(1) 官 營 鐵 道 收 入

民間資本の蓄積の小なる當然の結果として私營鐵道は殆んど無く(約二百キロ)全線三千三百キロの鐵道は大部

分官營である。タイ國の交通は從來素朴なる水運に依存してゐたが、鐵道の普及につれて其の利用は増大し、従つて又鐵道収入の増加が毎年期待せられてゐる。(殊に大東亞戰爭勃發後における日本軍の米其の他物資等の輸送は鐵道収入を増加せしめると思はれる)

(2) 阿片專賣收入

官業收入中、鐵道收入に次いで多額の收入を擧げてゐる。華僑の居る所阿片吸飲は何處にも見られる現象であるが二百五十萬の華僑を包含するタイ國も其の例に洩れない。タイ國政府は其の取締の方法として佛曆二四八三年度より許可を有する者を除き阿片吸飲所以外の場所における吸飲を禁止してゐる。最近における阿片吸飲所へ出入する吸飲者の數を擧げれば次の如くである。(斯かる場所以外において吸飲の許可を有する者は佛曆二四八二年度に於いて一三五八)

	男	女	合計
佛曆二四八〇年	六二,三五四	六五一	六三,〇〇五
佛曆二四八一年	五九,〇八〇	六三〇	五九,七一〇
佛曆二四八二年	五六,八九四	六三八	五七,五三二

阿片專賣局の買上ぐべき阿片は輸入および北部丘陵部族の栽培のものである。佛曆二四八二年度において後者の買上價格は一タムルン(註一)七〇サタンであり、其の許可數、耕地面積、購入量、栽培者保留量を示せば左記の如し。

縣名	賦與せられたる許可數	許可せられたる耕地面積	購入量	栽培者保留量
チェンマイ	五八四	一,〇三三	二一,六七六	三,八七一
チェンглаイ	三八二	三七六	一六,七八八	一,七二〇
ナーン	四三五	四二三	一〇,一〇七	一,四九四
合計	一,四〇一	一,八三二	四八,五三一	七,〇八五

其の生産量は佛曆二四八二年度における阿片專賣高九七七、八九六タムルンに遙かに不足であつて輸入阿片以外近年においては平地においても阿片の栽培が試みられつつある。

(註一) 一タムルンは三七・五グラム

(3) 燃料局收入

國防資源としての燃料油の獲得が世界的に困難となるやタイ國政府は之を主として海峽を以てするアメリカ弗獲得によりアメリカより燃料油を輸入し佛曆二四八四年度より事實上の專賣を行つたのである。收入は僅少であるが燃料油を全然産出せざるタイ國とつては其の意義極めて大なるものがある。

(4) 其他の收入

其他の收入中では手数料、罰金および免許料收入が大きいが、其の中の最大の移民入國料は手数料引上の反面、船舶の不足に基く華僑入國者の減少により逐年減少しつつある。

其他の收入については餘り特筆すべきものもない。

國債の過古現在

(甲) 外債

國內金融市場の甚だ狹隘なるタイ國においては、内債よりも外債の方が多いは當然である。最近における外債の償還額および未済額を示せば左の如くである。尙タイ國の外債の償還は從來一般の例に反して確實であつた。

	元	本	佛曆二四八四年(一)月(九月)償還額	佛曆二四八四年九月三十日未済額
(一) 一九〇五年四分利付公債	1,000,000	磅		
(二) 分半利付公債	3,000,000	磅	1,011,410	886,200
(三) 分半利付公債	4,630,000	磅	2,153,918	2,950,388
(四) 分利付公債	2,000,000	磅		
(五) 分利付公債	2,340,300	磅	2,141,400	未詳

- (一) 一九〇五年四分半利は公債、發行價格九五、五にて半額をロンドンにて半額をパリにて發行
- (二) 一九〇七年四分半利付公債、發行價格九五にて總額の四分の一をベルリンにて殘額をロンドンおよびパリにて折半發行。此の中九十萬磅を金本位準備金として差引いた殘額は鐵道及灌漑工事等の生産的事業に支出した。

(三) 一九〇九年四分利付公債、英領マレー鐵道に接続する所謂南部線の建設費に充當するため同鐵道を擔保としてマレー聯邦にて募集したもの。償還期間は一九二四年より向ふ四十年。

(四) 一九二二年七分利付公債、マレーにてロンドンにて發行。

(五) 一九三六年四分利付公債、發行價格九五、五にて一九二二年ロンドンにて發行。最初は六分利であつたが一九三六年全額を四分利に借換へた。

以上の公債は特別の規定あるもの以外は擔保として一般資源が充當されて居る。尙償還期限についても一九〇九年の鐵道公債を除いては何れも發行五年後から四十年間に年賦償還のこととなつてゐる。但し政府は滿十ヶ年を経過した後は三ヶ月の豫告を以て隨時公債の全部又は一部を償還し得る。

尙特筆すべきは佛曆二四八五年六月十八日日本との間に二億圓の借款協定が成立したことである。本借款は大東亞戰爭においてタイ國が日本側に加擔するや、アメリカ、イギリスは早速タイ國の在アメリカ、イギリス資産を凍結し以てタイ國通貨の基礎を動搖せしめんとしたので、之に對抗するために日本側の好意により成立したものである。年利三分五厘、償還期限五年。

(乙) 内債

前述の如く、従來は内債に比し外債の方が壓倒的に多額であつたが、最近における國防支出の増大は、多額の公債發行を餘儀なくせしめつつあるに拘らず、國際情勢の急變が外債募集を困難ならしめてゐる爲に、タイ國としても内債に依存する外なく内債の額は激増しつつある。

最近における内債の償還額および未済額を示せば次の如くである。

佛曆二四七六年	起債額	佛曆二四八三年度に減債基金に繰入れたる額	佛曆二四八三年十二月初三十一日に於ける未済額
(一) 四分半利付公債	一〇,〇〇〇,〇〇〇 銖	一,〇〇〇,〇〇〇 銖	一〇,〇〇〇,〇〇〇 銖
(二) 四分半利付産業組合公債	二〇,〇〇〇,〇〇〇 銖	—	二〇,〇〇〇,〇〇〇 銖
(三) 三分半利付地方債	二〇,〇〇〇,〇〇〇 銖	—	二〇,〇〇〇,〇〇〇 銖
(四) 四分半利付工業公債	二〇,〇〇〇,〇〇〇 銖	—	二〇,〇〇〇,〇〇〇 銖
(五) 國民貯蓄公債	一,〇〇〇,〇〇〇 銖	—	九六,〇〇〇 銖

(二) 四分半利付産業組合公債 (三) 三分半利付地方債 (四) 四分半利付工業公債は佛曆二四八二年四月一日より佛曆二四八七年三月三十一日迄に三種の内國債を賣出の方法により發行し得る權限を與へた佛曆二四八一年の法律に基き發行せられたるもの。凡て三十年公債である。

(五) 「國民貯蓄公債」「國民貯蓄債券」は對佛印紛争事件に刺戟せられて發行せられたもの。之が賣出しは全額を一時に行ふものでなく時々分散的に大藏省、各地方事務所、縣區役所において爲されるものである。佛曆二四八四年九月十九日迄に次の如く應募が爲されてゐる。

- 國民貯蓄債券 四三九、九五五銖
- 國民貯蓄公債 一、〇八九、〇〇〇銖

合計

一、五二八、九五五銖

尙仄聞する所によれば、ビブーン首相を委員長とする「財政委員會」は本年度の歳入不足六千五百萬銖を補填の爲に六千八百萬銖の公債發行を決議し之を新たに設立せらるべき中央銀行をして引受けしめんとしてゐる。

(丙) 減債基金

最近三ヶ年の年末における減債基金の保有高は左の如くである。

	佛曆二四八二年三月三十一日	佛曆二四八三年十二月三十一日
(一) タイ國內保有		
現金	一三〇、八五〇 銖	二五〇、八五〇 銖
佛曆二四七六年四分半利付公債	一一〇,〇〇〇 銖	—
(二) ロンドンにおける保有高		
現金	一、七六七、四二〇 磅	六四二、七五七 磅
タイ國英貨債	—	—
一九〇七年四分半利付公債	二六五、〇〇〇 銖	二三五、九八〇 銖
一九三六年四分利付公債	二六六、七五〇 銖	三五五、六五〇 銖

(註一) 此の現金の減少は減債基金そのもの及びアメリカより輸入せる燃料油に對する支拂のため英國銀行よりアメリカ邦を購した事に基づく。

國庫勘定

タイ國においては民族資本は殆んど存在しないが故に國庫豫備金こそ之に代るべきものであることを屢々述べて來た。曾つて佛曆二四四四年より佛曆二四六二年迄に國庫豫備金は九千百萬銖の多額に及び而かも之を殆んど不生産的方面に投資してゐた。若し量出制入が財政の原則であるとするならば、この豫備金の累積は甚だしき政府の人民に對する搾取を意味するものと謂はざるを得ない。茲においてプラチャティボク王は財政顧問クツクの助言により財政の再建を圖り收支の適合に努力した。その結果收支は適合し國庫豫備金は適宜に増加の趨勢にあつたが、その後の國防支出の増加に伴ふ投資會計歳出の増加は之を減少せしめつつあり。加ふるに本年度における關稅その他の租稅の自然増收の期待薄は益々之に拍車を掛けつつあり、此の際何等かの對策樹立が要請される所以である。

最近三ヶ年間の年末における國庫殘高は左の如くである。但し大東亞戰爭に参加後、在米英資産は凡て押收せられた。

紙幣	佛曆二四八二年三月三十日	佛曆二四八三年十二月三十一日	佛曆二四八四年十二月三十一日
銀行預金	三、二一〇、一九三	一八、二六二、九九三	
(イ)タイ國內	四〇、三三三、六七一	九、〇九七、九八二	
(ロ)外國	一五、七一一、八四三	一〇、四四一、三三七	
銖銀貨		三〇二、四三七	

補助證券	佛曆二四八二年三月三十日	佛曆二四八三年十二月三十一日
合計	一、〇三四、四九〇	五、二九九、七五九
	二二、八九二、一九七	一、二一七、五〇六
		四四、六三二、〇一四

銀行預金中、外國銀行預金の構成は左の如くで英貨、米國弗の預金が壓倒的に多いことは從來英米に依存したタイ國としては當然であらう。

英貨	佛曆二四八二年三月三十日	佛曆二四八三年十二月三十一日	佛曆二四八四年十二月三十一日
佛法	一、二〇二、四九六	二二〇、一七七	
海峽	二二〇、〇〇〇	七五八、〇〇二	
圓	六六、二五八	五七、六二一	
ルビ	六二九、〇〇〇	七九七、〇〇〇	
米國	二〇〇、八一七	二〇〇、〇〇〇	
ラ	六一九、〇〇〇	一一、二四八、〇〇〇	
	三三〇、〇八七	四九六、〇二二	

タイ國稅制の検討

松山歩行雄

總説

タイ國の從來の國庫收入の半を占めるものは租稅收入であり、國庫收入の中に占むる其の地位は甚だ重要である。(註一)佛曆二四七四年度(皇紀二五九一—二五九二)迄の稅制は、關稅および特殊品の消費稅の如き所謂間接稅を以て其の中心とし、之に米田稅、建物稅、漁業稅、鑛業稅、人頭稅等を配し、從つて課稅負擔の度合は、上に輕く下に重き傾あり、タイ國經濟の實權を把握する外國人は僅かに人頭稅を負擔するに過ぎず、其の租稅制度は決して良好とは謂ひ得なかつた。併し佛曆二四七二年(二五八九—二五九〇)夏より始まつた世界農業恐慌は農業國タイ國にも影響を及ぼし、輸出の減少、歳入の著減に因る赤字財政に悩まされ、結果、佛曆二四七五年に財政調査委員會を設けて歳入増加、經費節減の方法を調査せしめ、漸く比較的負擔の公平を期し得る租稅制度を出現せしめるに至つた。即ち關稅の引上げ、燐寸および洋灰に對する消費稅の設定、米田稅の二割引下げを行ひ、其の次年度において、俸給稅、家屋および住宅稅、銀行業および保險業稅を新設、米田稅を半減し、又その翌年において俸給稅を所得稅に代へ、營業稅および印紙稅を制定し、銀行業および保險業稅を改正し、更に其の翌年、遺産および相続稅を課し、人頭稅を引下げ從來の間接稅偏重に對し、直接稅を加味するに至つたのである。

併し稅制改革は之にとどまつたのではなかつた。即ち國民に對して最も過重なる負擔となり非難の對象となつてゐたのは地租および人頭稅であつた。即ち前者は作付面積の認定および稅率の適用が係官の專斷に任せられ國民中の最も生産的部分たる農民階級を壓迫し、後者は佛曆二四六二年(二五七九—二五八〇)に制定せられた古き賦役制度の遺物であり二十歳より六十歳までの男子に最高六ペーツを課稅し、兩者共に惡稅の誹を免かれなかつた。佛曆二四八二(二五九九—二六〇〇)年四月政府は遂に此の兩稅を廢止し地租に代ふるに地方開發分擔金、人頭稅に代ふるに初等教育分擔金を以てし、更に之を補ふ填補財源として消費稅たる煙草稅、骨牌稅、鹽稅を新設し、一應近代的租稅制度の形式を整備したのである。

かくしてタイ國の租稅制度は漸く軌道に乗り増大する國の収益力と相俟つて多額の稅收入を擧げ國庫剩餘金と共にタイ國財政をして健全ならしめてゐたのである。併しタイ國租稅制度はそれが間接稅特に關稅に依據してゐた點に未だ其の弱點があつた。(註二)即ち自由貿易旺なりし時代においては多額の關稅收入を擧げ得たが、最近の世界的傾向たりし「アウタルキー」は商品の自由なる交流を妨げ、殊に今次戰爭勃發以來貿易の杜絶に因る關稅收入の激減は何等か之が填補財源の發見を必要ならしめて來た。それは佛曆二四八五(二六〇二)年度豫算における關稅收入見積高が前年の豫算に比し三割以上の縮減を見込んでゐるに拘らず同年一月二月中の實收入が僅かに豫算見積額の二割五分に過ぎなかつた點に見るも明かである。かくて政府は佛曆二四八五(二六〇二)年四月公布の緊急國民贖出法により精米稅を新設し、所得稅、初等教育分擔金に夫々同額の救捐金、營業稅に半額の救捐金を賦課し總計約二千八百萬ペーツの増收を見込んだのである。

併しタイ國租稅制度の惱は之で終つたのではない。戰時豫算に伴ふ膨大なる歳出に對應する爲には僅か二千八百萬

パイツの増税では焼石に水と謂ふべく公債の増發は必然である。併しインフレ防止の爲には公債の發行は可及的に抑制し租稅收入の増加殊に直接稅の増徴に頼らねばならぬ。

唯資本の蓄積甚だ少くそれすら殆ど不動産に投資せられて流動性を缺き且つ數少き所得稅の納入者が殆ど俸給のみより所得を得る官吏又は外國人であるタイ國の經濟組織において、直接稅中心の租稅制度が如何なる程度の効果を擧げ得るかは將來に残された甚だ困難な問題であらう。

(註一) 佛曆二四八二年十月より佛曆二四八三年十二月に至る國庫實收入の各項目の割合は左の如くである。(其の金額に付ては財政の項参照)

項 目	割 合
國有財産收入	一〇・三%
公企業收入	一八・四%
利子および手数料收入	〇・三%
租 稅 收 入	四八・五%
直接稅收入	二・七%
其他の稅收入	四五・八%
阿片專賣收入	九・〇%
手数料、罰金および免許料收入	九・〇%
雜 收 入	四・五%

計

一〇〇・〇%

(註二) 佛曆二四八二年十月より佛曆二四八三年十二月に至る租稅收入の割合は左の如く直接稅の割合は甚だしい。

項 目	割 合
直接稅收入	五・七%
家屋および店舗稅	〇・三%
所得 稅	四・〇%
銀行および保險稅	〇・二%
營業 稅	一・二%
其他の稅收入	九四・三%
關 稅	六四・七%
消 費 稅	二三・二%
漁 業 稅	一・一%
印 紙 稅	四・五%
遺產および相續稅	〇・一%
興 業 稅	〇・七%
計	一〇〇・〇%

各種の租税

(一) 所得税

(イ) 個人より徴収する所得税

(1) 課税所得

俸給、賃銀、賞與、恩給、年金、手數料、住宅手當、其の他の勤勞所得、自由職業所得、投資又は信託の利益配當所得、財産の貸付より生ずる所得等

(2) 経費の控除

課税所得より左の経費は控除することを認められる

一、住宅に付ては地代、保険料、修繕費、其の他の経費および該不動産を擔保として借入をなしたる場合には之に對し現實に支拂ひたる利子として其の二〇%、又農業用土地を擔保として借入をなしたる場合は現實に支拂つた利子として其の一〇%、其の他略

一、納税者個人の費用として六百ペーヅ、配偶者を有する者は其の費用として三百ペーヅ

未成年、無能力又は準無能力の子女を有する者は自ら之を養育する場合に限り其の費用として一人に付二百ペーヅ(但し以上總額二千四百ペーヅ迄)

(3) 税率

課税所得に付右の控除を爲した後左の税率により課税する

純所得	税率
一、二〇〇ペーヅ以下	一%
一、二〇〇ペーヅ超過二、四〇〇ペーヅ以下	二%
二、四〇〇ペーヅ超過三、六〇〇ペーヅ以下	四%
三、六〇〇ペーヅ超過六、〇〇〇ペーヅ以下	五%
六、〇〇〇ペーヅ超過	八%
純所得一、〇〇〇ペーヅを超えるものに對しては左の税率に依り其の超過額に付累進的附加税を課する。	
一、二、〇〇〇ペーヅ超過一五、〇〇〇ペーヅ以下	四%
一五、〇〇〇ペーヅ超過二〇、〇〇〇ペーヅ以下	六%
二〇、〇〇〇ペーヅ超過三〇、〇〇〇ペーヅ以下	七%
三〇、〇〇〇ペーヅ超過五〇、〇〇〇ペーヅ以下	九%
五〇、〇〇〇ペーヅ超過一〇〇、〇〇〇ペーヅ以下	一二%
一〇〇、〇〇〇ペーヅ超過額	一五%

(ロ) 有限会社、法人および組合より徴収する所得税

(1) 課税所得

社債、公債、貸付の利子、株主に對する利益配當金、清算所得等

(2) 税率

尙前述の如く佛曆二四八五年四月公布せられた非常時國民贖出法により佛曆二四八六年度の所得税納付義務者は該年度に納付すべき所得税と同額の非常時國民救捐金を納付すべきこととなつた。即ち本救捐金は税金とは稱してゐないが實質上は所得税と同額の附加税であり唯戦時中國民が其の所得の一部を贖出すると云ふ建前から租税の名稱を避けたものと思はれる。(註一)従つて本法は臨時的なものであるがタイ國としては極めて大幅の直接税の引上である。

(註一) 非常時國民贖出法の第三十六條は救捐金を税金と看做し歳入法の規定を適用してゐる。

(二) 營業 税
營業税は左の三種より成る。

(イ) 看 板 税

看板の面積五〇〇平方糎又は之を超える毎に左の區分により課税する

一、タイ文字の記載なき看板

一バート

一、タイ文字および外國文字を混用する看板

(1) 外國文字の占める面積の大なるとき 一バート

(2) タイ文字の占める面積の大なるとき 二五サタン

(3) 全部タイ文字の看板 一〇サタン

タイ文字記載の看板を低率に外國文字記載の看板を高率にしたのは經濟的國民主義に伴つて進出しつつあるタイ國籍商工業者を保護すると共に従來タイ國商工業の實權を握つてゐた華僑を壓迫する爲である。

(ロ) 商 店 税

一ヶ年の貸賃額を課税價格として左の税率により課税する。

(1) 納税者の居住せざる商店 八%

(2) 納税者の居住する商店 六%

一ヶ年の貸賃額一〇〇バート以下の商店には課税しない。

(ハ) 工 場 税

工場税の標準により課税せられる。

(1) 精 米 所

機械の全能力二十四時間に一クイエン(Kuean)の能力を有するものは一クイエンに付一年二バートおよび

前年の各月平均の被備者の數一人に付一バート

(2) 其の他の工場

前年における機械の最大能力一馬力に付一年二バートおよび前年の各月平均の労働者數一人に付一バート

營業税納付義務者に對しても佛曆二四八五年非常時國民贖出法に據り其の半額に相當する非常時國民救捐金を納付すべきこととせられた。

(三) 銀行信託税

(イ) 普通 銀行

前年における爲替取引高に應じ左の如く課税せられる。

- (A) 二、〇〇〇、〇〇〇バツ以下 一、〇〇〇バツ
- (B) 二、〇〇〇、〇〇〇バツ超過四、〇〇〇、〇〇〇バツ迄 二、〇〇〇バツ
- (C) 四、〇〇〇、〇〇〇バツ超過六、〇〇〇、〇〇〇バツ迄 三、〇〇〇バツ
- (D) 六、〇〇〇、〇〇〇バツ超過八、〇〇〇、〇〇〇バツ迄 四、〇〇〇バツ
- (E) 八、〇〇〇、〇〇〇バツ超過 五、〇〇〇バツ

(四) 不動産銀行

前年における不動産擔保貸付金およびタイ國內において不動産業務に關し利益を生じた資金に付四十八分の一を課税せられる。

(ハ) 貯蓄銀行

前年末における預金殘高に付三十六分の一を課税せられる。

(ニ) 保險會社

前年中に領收した保險料總額の一を課税せられる。

(四) 印紙税

營業税と共にタイ國の商工業を支配してゐる外國人に負擔せしめる爲に制定せられた。課税物件たる證書は三十種に分かれ貸借證書類、證券類、契約書、委任狀、預金證書、信用狀、小切手類、船員又は上乘の貨物受領書、指圖書、裁定書、之等の謄本又は複本、有限會社が登記する定款および規則書および其の改正書、領收書等で税率は有限會社の定款、規則および其の改正書、價格又は金高を明記せぬ裁定書が十バツ、其の他は五バツ乃

至五サタンである。

(五) 興行税

興行税は興行場の入場料又は入場券に左の税率より印紙を貼付せしめ之を徴收する。

入場券料金	税額
五サタン以上一〇サタン未満	二サタン
一〇サタン以上一五サタン未満	三サタン
一五サタン以上二〇サタン未満	四サタン
二〇サタン以上二五サタン未満	五サタン
二五サタン以上三五サタン未満	六サタン
三五サタン以上五〇サタン未満	八サタン
五〇サタン以上七五サタン未満	十サタン
七五サタン以上一バツ未満	十五サタン
一バツ以上は二五サタン毎又ハ二五サタン未満に付	五サタン

(六) 消費税

(イ) 骨牌税

(1) 骨牌營業税

骨牌の販賣を業とする者は政府の特許を受け左の税金を付することを要する。

卸 賣 一年に付 十バーツ
 小 賣 一年に付 一バーツ
 (2) 骨牌税
 タイ又は支那の骨牌百組に付一〇サタン
 「ブリッチカード」百組に付五〇サタン

(ロ) 煙草税

(1) 煙草製造税
 煙草を製造せんとする者は政府の特許を受け一年に五バーツ乃至二百バーツの税金を納付することを要する

(2) 煙草税
 葉巻煙草税及紙巻煙草 一〇瓦に付二サタン
 其の他 二〇瓦に付一サタン

(ハ) 酒税

(1) 酒類營業税
 自家造酒販賣者卸賣業者および輸入業者 年一六〇バーツ
 小賣業者 年二〇〇バーツ
 酒場 年八〇バーツ
 酒類を販賣する俱樂部および類似の場所 年一〇〇バーツ

(2) 酒税

含有酒精分 一立に付二・二五バーツ
 最低税額酒量 一立に付〇・六三バーツ
 但し官許酒造場の酒は
 含有酒精分 一立に付 一・〇〇バーツ
 最低税額酒量 一立に付〇・二八バーツ
 (三) 麥酒税 一立に付 一〇サタン
 (ホ) 洋灰税 一七〇疋に付 三五サタン
 (ヘ) 燐寸税 六〇本入百箱に付 三三サタン
 (ト) 鹽税 不詳

(七) 漁業税

(イ) 稍々整へる市場を有する地方では鮮魚の市場販賣價格により
 (ロ) 又ハ所定漁場の廣狭により課税し

- (ハ) 一定漁区内の特殊漁法の漁業の独占許可料又は
- (ニ) 禁漁区の漁業特許料として徴税し又(一)の場合を除き
- (ホ) 一定漁具の使用数又は其の他の漁具の使用人数によりても課税する
税率は各地方によつて異なる。

(八) 遺産及相續税

死亡者の遺産より一定の負債、葬儀費、遺産管理費を控除した純遺産が一萬ベイツを超える場合は之に遺産税を課する。税率は一萬ベイツを超えるものは其の超過分の一%、二萬五千ベイツを超えるものは其の超過分の一%等遺産高により累進率を定め、五百萬ベイツ以上は超過分の一%となつてゐる。相續税も遺産税と同様、遺産が一萬ベイツ以上のとき課せられる。

(九) 家屋及店舗税

建物および其の附屬地の年當り賃貸價格の一・五%を課税せられる。

(十) 地方開發分擔金

本税は地租に代つて新設せられたものであり、土地所有者又は他人の土地を占有する者は地方人民の幸福増進の爲に土地の種類および價額に應じ地方開發分擔金を負擔する義務を有する。但し土地が分擔金義務者の住所に使用せられる場合、分擔金義務者が其の配偶者と共に居住する場合等特定の場合に對し課税標準よりの控除がある。

地方開發分擔金の収入は左の割合に依り之を分與する。

(イ) 都市以外の地區においては、	村に	六〇%
	郡に	二〇%
	縣に	二〇%
(ロ) 都市に於ては、	自治區に	五〇%
	其他に	五〇%

地方開發分擔金の率は左の如くである。

(イ) 都市以外にある土地	一級	一ライ(一、六〇〇平方メートル)の平均地價	ベイツ
	二級	二〇ベイツ以下	〇・一〇
	三級	二〇ベイツ超過四〇ベイツ以下	〇・一五
	四級	四〇ベイツ超過六〇ベイツ以下	〇・二〇
	五級	六〇ベイツ超過八〇ベイツ以下	〇・二五
		八〇ベイツ超過	〇・三〇
(ロ) 都市にある土地	一級	五〇ベイツ以下	〇・二五

(十一) 初等教育分擔金

二級	五〇バツ超過一〇〇バツ以下	〇・五〇
三級	一〇〇バツ超過二〇〇バツ以下	〇・七五
四級	二〇〇バツ超過四〇〇バツ以下	一・〇〇
五級	四〇〇バツ超過六〇〇バツ以下	一・五〇
六級	六〇〇バツ超過八〇〇バツ以下	二・〇〇
七級	八〇〇バツ超過一、二〇〇バツ以下	三・〇〇
八級	一、二〇〇バツ超過一、六〇〇バツ以下	四・〇〇
九級	一、六〇〇バツ超過二、〇〇〇バツ以下	五・〇〇
一〇級	二、〇〇〇バツ超過二、四〇〇バツ以下	六・〇〇
一一級	二、四〇〇バツ超過三、二〇〇バツ以下	七・〇〇
一二級	三、二〇〇バツ超過	八・〇〇

本税は人頭税に代つて新設せられたものであり、タイ國內にある成年の男子は一年一人に付一バツの初等教育分擔金を納付する義務を有す。本収入は専ら國民初等教育振興の爲に使用せられる。但し左の者は分擔金の納付を免除せられる。

- (イ) 年齢五十五以上の者
- (ロ) 僧侶および見習僧

(ハ) 省令の規定する基督教および回教の牧師

(ニ) 徴兵法規定の現役、第一補充若しくは豫備の軍人警察官

佛曆二四八五—八六年度における本分擔金納付義務者も所得税納付義務者と同様、一バツ非常時國民救捐金を納付すべき義務を佛曆二四八五年非常時國民釀出法により負擔せしめられた。

(十二) 精米税

佛曆二四八五年度非常時國民釀出法により新設せられたものであり、本法においては非常時國民救捐金と稱するが、實質上の如く租税である。而して米がタイ國の最も重要な産物であり、又最も重要な輸出品である關係上本税の影響する所は甚大であり其の收入も徴收方法如何によつて相當の額に上るものと見られる。

精米業者は非常時國民釀出法施行後一年内にタイ國內において爲された米の取引に付き左記税率により米引渡の際非常時國民救捐金を納付することを要する。

- (1) 米糠、玄米糠、蒸糠 一ピクルに付四〇サタン
- (2) 其の他の米 一ピクルに付六〇サタン

關稅

タイ國の關稅制度は、佛曆二三九九年(二五一六—二五一七)イギリスと關稅條約を結び輸出入關稅徵收の爲に稅關を設置した時に始まる。當時の關稅は國際的に極めて苛酷なる制限を受け、輸入稅は一律に従價三%、輸出品に付ては其の稅名の如何を問はず生産の時より輸出迄に一回以上の課稅を許されなかつた。かかる極端なる制限に對し、

爾後タイ國の關稅自主權回復要望が甚だ熾烈であつたのは當然である。

即ち其の後屢次の曲折を経て、佛曆二四七〇年漸く關稅自主權を略回復し得るに至り新關稅定率法を公布して、輸入税は約五―七割方引上げ、輸出税は米以外凡て無税として輸出の助成を圖つた。

佛曆二四七九年更に收入の増加、國內産業の保護等の見地より關稅定率法の一大改正を行ひ、從來の從價稅主義を放棄して從量稅主義を採り、從價稅は四四三項目中四〇項目に及ぶに過ぎなかつた。其の後從前桎梏となつてゐた對イギリスおよび對イタリア條約の滿期と共に完全な關稅自主權を回復し、佛曆二四八一年および同一四八三年の二回に亘り關稅定率法の改正を行ひ、別表に掲ぐるが如き現行の關稅定率表を完成したのである。

併し産業開發度未だ低きタイ國においては、前述の如く直接稅が國庫收入の主要源泉とならず、又國庫收入の約三分の一を占める關稅は國內産業の保護目的を持つものでなく純然たる收入を目的とするものである。而かも増收を目的とする關稅の改變は國民の購買力が甚だ少い爲に限度があり大巾引上げを困難とする。殊に前述の如く大東亞戰爭勃發後の貿易萎縮は關稅收入を激減せしめたがさりとて關稅の引上げは却つて輸入を杜絶せしめる虞あるが爲に、結局國內國稅の引上げに依り國庫收入を補填せざるを得なかつた。曾ては關稅自主權獲得の爲に闘つたタイ國の關稅政策は茲において再び行詰まりに直面し戰前迄國庫收入の王座を占めてゐた關稅收入は今や其地位を失ひつつある。因みに最近三ヶ年の稅關總收入は左の如くである。

輸入稅	佛曆二四八二年 千八百三十三	佛曆二四八三年 千八百四〇	佛曆二四八四年 千八百四十七
輸出稅	七、三八七	六、六六八	

稅關手数料等	三一八	二四七
稅關收入合計	三八、八四九	三五、三九六
錫 特 許 料	六、七〇八	六、八三二
其 他	四六二	三六八
總 計	四六、〇二〇	四二、五九六
パーンコークの占める割合	七四%	七二%
關 稅 局 經 費	八九七	六七一
總收入徵收費の割合	一九七%	一五八%

現行關稅定率法佛曆二四八三年施行せられたものであるが其の稅率は其の基礎を收入主義に置く關係上一般に低率である。

盤谷クロナクルから

●日、タイ親善強化放送 八月二十九日の夜、ラジオを通じてマン及びコーングの兩氏は左の如く日泰不可分關係を強調した。

共通の運命によつて結ばれてゐる日本とタイ國はローマとペルシンの様なものである。それ故タイ國人は同民族、同大陸の同胞として日本人を愛さねばならぬ。我々は自國を以ては、他の孰れの國よりも日本國を愛さねばならぬ。この交友は相互の尊敬と同情と誠實によつて保たれ、且つ一層強化されるであらう。我々は道徳的に日本の成功を眞に讃へる心から日本軍を扶け、戦友として困難を共にし、出來得る限りの援助を致すのである。タイ國首相は日本軍の戦果が擧るや日本を祝し、日本も又我々が勝利を得るやタイ國に祝意を表するのが常である。我々兩國は互に祝福し合ひ、且つ獨特な國體である事を喜びとするものである。

●タイの學校設立進捗 タイ國內の全地方は少なくとも一村一校は初等學校を備へねばならぬ。これは、文部省の根本方針であつて、出來るだけ速かなる實現の爲に關係者一同は努力を拂つてゐる。

目下、文部省當局は諸州の學校設立に要する費用調査に奔走してゐる。ロイ・エトよりの最近の報告によれば、同州に於て數ヶ月間に十四の新校が約一萬三千パーツで建られたといふことである。

●革命記念日以降今月までの報告によれば、外人(大人)にタイ語を教へるための學校が十二州に於て六十四校開かれたといふことである。これ等の學校は百六十三名の教師と千五百二十一名の生徒を有する。八月二十三日、同様な學校がアユッタヤーのパークハイ郡に開放され、百七十一名の出席者を有する。

●學徒の道徳鍛鍊 文部省は全國の學校に、學生の義務觀念を強化し、善良なる規律と統一を保ち、何物よりも國家の名譽を重んぜしむる見地より、毎朝國旗敬禮を行つた後、一齊に國歌奉唱をせしむることを命令した。

●每放課後は、國家存立の賜は祖先の努力と犠牲によること、彼等は生命にかけて國家を護り且つ愛し、國家指導者には深甚なる信頼を拂ふ事を學生に回想せしむることに力める方針である。

●赤十字事業振ふ 赤十字協會はタイ國に於ける最も由緒深く最も大きい團體の一である。近來益々、タイ國醫學の進歩及公衆衛生の増進に大なる役割を演じた。戦時多事多端にも拘らず協會の活動は規則正しく進行してゐる。最近發表された

協會事業の報告は完く賞讃に價する。次に二、三の統計を紹介する。

●昨年中、赤十字協會施設の衛生所で治療を受けた患者は三八一、八六〇名にして前年度よりも二五、四八〇名の増加である。發行した處方箋の数は二六〇、二二八通に及び前年の約二倍である。

●赤十字協會が無料で施行した種痘及血清注射代は二、八八〇パーツである。赤十字義勇團は創設以來僅か二年間に多大の進展を遂げ、特にタイ佛印國境紛争の際には目覚ましい働きをした。昨年末には同團の會員は二、〇〇〇名に達し、内八二七名は功績顯著なるをもつて國防奉仕章を授與された。

●防疫成績良好 過去四、五年間に、「コレラ季節」としてこの期間(八・九月)だけに悪疫を限定し得たことはタイ國に於ける公衆衛生及び一般防疫活動の著しい進歩を示すものである。尙政府並びに衛生當局の權威者となつた實際的な對策や不撓不屈の努力は國家の賞讃に値する。

●ベンチン割當量 タイ國九月份のベンチン割當量が次の如く發表された。
行政單位 位 規定消費の三十三パーセント
其他の油 四十四パーセント
私有公共使用 位 三十三パーセント

●其他の油 四十四パーセント
●私用商工業用 位 二十五パーセント
ケロシン 三十三パーセント

●醫藥業 用 位 三十三パーセント
ケロシン 三十三パーセント
其他の油 二十五パーセント

●一般公共教育用 位 二十五パーセント
●獸醫、食料生産者及び販賣者
ベンチン 一ヶ月に付き十リットル
ケロシン 二十五パーセント
其他の油 十五パーセント

●新首府移住者 内務大臣アロム・ヨルタイ陸軍中將の議會聲明書によれば、新首府サラブリの完成と同時に政府と共に移住する官民は少くとも三十萬人と豫想されてゐる。

●國防費増加 先月下旬、國防費が七、七、一、六、五、一〇、八、六、八、六、九〇パーツである。

●少年赤十字團長更迭 プング・スツブチャラーサイ海軍大佐の後任として少年赤十字團の團長となつたチャムロイグ、チンダーラツク・サワットチユートーは前運動局長にして現交通大臣代理である。

タイ國關係雜誌記事

本協會調查部編

- 五月(つゞき)
- 圓バツ等價への考察 安田銀行調査時報
 - 安南の文化と社會 松本信廣 國策研究會週報
 - 泰國民氣質 デイレック・チ 東洋思想研究
 - アンコール・ワットの印象 山本實彦 改 造
 - 泰國の國家運動 岡俊男 創 造
 - 泰を語る(八) 庭談會 賀 易 情 報 造
 - 同(九) 同 同 同 同 同
 - 同(十) 同 同 同 同 同
 - 同(十一) 同 同 同 同 同
 - タイ運河を掘れ
- 六月
- 歌劇ラーチャマヌー(一六) 赤木格堂 南洋經濟研究
 - 同(一七) 同 同 同 同 同
 - 同(一八) 同 同 同 同 同
 - タイ史話フオールコンとその妻(三) 郡司喜一 新 亞 細 亞
 - 泰國の近世に於ける諸外國との接觸(二) 乾 演 生 地 政 學
 - 泰國相貌の一面 大山周三 貿易統制會々報
 - 泰國廣田特使を大歡迎 山田司海 海 外 之 日 本
 - 農業上より見たる泰國の自然環境について

- タイ國のラテライト 鈴木紀男 帝國農會報
- 歴史と追憶の廢墟アンコール 川田三郎 地理學原論
- 200 Million Loan Voted by Japan for Thailand: Japan Times Weekly Vol. XII No. 9. New Bonds of Friendship With Thailand 井手淺龜 世 男 知 識
- 山田長政の横顔 八 月 佐藤春夫 改 造
- 泰へ使するに際して 矢田部保吉 創 造
- 遺泰使節の人々 山口一夫 同 報
- 最近に於ける佛印及泰國との取引事情について(一) 津田善雄 賀 易 情 報
- 同(二) 同 同 同 同 同
- 同(三) 同 同 同 同 同
- 南方諸國の結婚風習 柳澤健 南 方 情 勢
- 泰國印象記 柳澤健 政 界 往 來
- タイの南京承認
- 南方民族の特性 一色直文 時 局 情 報
- 山田長政 中田千畝 同 同 同
- 泰人の心理 鈴木寛一 同 同 同
- タイ史話フオールコンとその妻(一四) 郡司喜一 新 亞 細 亞
- 大東亞戰勃發後の泰佛印の地位 東 亞 報
- 泰國政府承認に關する外務當局談 國 際 月 報
- 日泰同盟慶祝特使使命を果す 同 同 同
- 泰佛印國境劃定調印 同 同 同
- 泰國國府を承認 同 同 同
- 廣田特使國書捧呈 同 同 同
- 首相、特使挨拶交換—ビョン首相の招待晚餐會 同 同 同
- 日泰文化會館設立 同 同 同
- 泰國の青少年訓練積極化—ユワチオン部を内閣直屬 同 同 同
- 泰國外國爲替管理實施細則發表 同 同 同
- タイ國の幼稚園 同 同 同
- タイ語のローマ字 同 同 同

龍岡博ローマ字世界
アンコールを見る

森三千代 南洋經濟研究
The Return of the Mission From Thailand Japan Times Weekly Vol. XII, No. 14.

九月

○日泰文化提携への私見

柳澤健 婦人公論

○タイの児童と言語

江尻英太郎 國語文化

○南洋の子供たち

窪田文雄 同

○海軍機と交戦せる敵機に就て

齋藤寅雄 有終

○大東亞戰下泰の諸問題

立石峻藏 東亞經濟月報

○泰の日本町

東恩納寛惇 歴史日本

○フオールコンの妻

瀧川雄 同

○南方に於ける研究機關の概要

科學技術動員 亞

○廣田特使に聽く泰國概論談

與 亞

○タイ語のローマ字(續)

龍岡博ローマ字世界
タイ國の空(南方の傳説三)

淺見篤 南支南洋研究

○泰國護謨事情

○泰國華僑の經濟勢力の變遷

辜炳衡 同

○泰國華僑勢力の減退狀況

陳大繼 同

○泰國に於ける臺灣本島人の活躍狀況及び將來に就て

謝騰輝 同

○タイ史話フオールコンとその妻(十五回)

郡司喜一 新亞細亞

○泰國暴利取締令公布

對泰文化事業に關する考察 貿易統制會々報

○對泰文化事業に關する考察

柳澤健 外交時報

○泰國の近世に於ける諸外國との接觸(四)

乾 演生地政學

○バンコックその他

大山周三 南方資料(三三號)

○華僑物語(二) 半眠生 海外之日本

○最近のタイ 婦人聯盟會報

○私の感想

サワット 同

○タイの子供

ベンヂヤ・トンカシリ 同

○泰國の棉花と綿織物

織維需給調整協議會々報

○泰・佛印の護謨事情(一泰國)

南洋栽培協會々報

十月

○大東亞文學集囀の樹蔭

ウエーターン 時局雜誌

○メナム河の流草

柳澤健 海誌

○泰の經濟的再建運動

立石峻藏 東亞經濟月報

○泰國に於ける寫眞宣傳

朝海浩一郎 報道寫眞

○タイ國の民族運動

上野洋之介 國際經濟研究

○タイ國調査雜感

宮原義登 新亞細亞

○タイ史話フオールコンとその妻(一六)

群司喜一 同

○バンコックの思ひ出

林鹿雄 同

○泰國經濟的動向の今昔

大山周三 貿易統制會々報

○泰佛印向鐵道輸出機關決定

○南方の印象 古垣鐵郎 觀光

○日泰親善の絕對性

中村嘉壽 海外之日本

○泰國を語る

チャイヤナーム 同

○黎明期の泰國と經濟政策

大山周三 同

○新興泰の現状と今後の動向

藤岡啓 同

○八紘一字の精神を實行せよ

二見甚郷 同

○起上るタイ國青少年團

三島通陽 同

○大東亞戰に協力するタイ國

矢田部保吉 同

○共に日本軍の勝利を祈る

ビボン首相夫人 同

○大東亞戰と日泰關係

川村博 同

○日タイ交易の將來

中西敏憲 同

○東條首相よりビボン首相への親書

同

Japan-Thai-Indochina Ties Date Back to Olden Times.
Japan Times Weekly Vol. XII, No. 9.

Goshuin Sen: "

Exposition at Bangkok (Noritake Tsunda): "

Thailand Offering Tull Co-operation: "

Brief History of Intercourse: "

十一月

タイ國の青年運動

大南洋民族誌(八)タイ國

江尻英太郎 世界知識

タイの女學生たち

椎島輝夫 女學生

泰國青年の現状(日本青年と共に起たん)

ヘビモジツ 日本

タイ人の家庭生活

林 鹿雄 新細亞

タイ史話フオールコンとその妻(一七)

郡司喜一 同

泰國の近世に於ける諸外國との接觸(完)

乾 演 生 地 政 學

泰國及佛領印度支那に於ける學生諸事業

國際學友會々報(五號)

大山周三 貿易統制會々報

泰國米穀問題に就て

正木茂二 西南學院商報(第二)

OA Symbol of Friendship-Japanese Government Makes

Donation of ¥ 5,000,000 to people of Thailand for Flood

Relief of Japan Times Weekly Vol. XIII, No. 11.

大東亞の交通特に鐵道の將來と地峽の運河

下村 宏 觀 光

日本國「タイ國」間文化協定の調印に關する外務省發表

日「タイ」文化協定調印式に際しての谷外務大臣挨拶

日「タイ」文化協定調印式に際しての「ディレックター

駐日「タイ」國大使挨拶譯文 同

日泰文化協定に關する泰外相聲明 同

十二月

泰國明年年度豫算の檢討 國際經濟週報(五日)

南方問題の焦點 溜島武雄 有 終

雜報欄

○日タイ文化協定成立

外務省發表(十月二十八日午後六時) 日泰兩國政府は兩國相互の認識及び理解を増進し兩國間の文化關係を一層増進せしめつつ兩國間の友好關係を益々強固ならしむるの目的をもつてかねて文化協定締結方針折衝中なりしが今般兩國政府間に案文の一致を見、本二十八日午後五時半外務大臣官邸において谷外務大臣と在京ディレックター泰國大使との間に日本國泰國間文化協定の署名調印を了したり。

谷外務大臣挨拶

そもく「帝國と「タイ」國とは、ともに永き傳統に培はれた固有の文化を誇る東亞の二大獨立國でその友好關係また舊く、兩國民は互に深い親愛の情を持ち續けて來たのであるが、大東亞戰爭勃發とともに、軍事、政治、經濟の各分野において最も緊密な協力を誓ひ、戰爭完遂と大東亞建設との歴史的偉業達成のためにともに總力を擧げて邁進してゐる。然しながらこの力強い協力の基礎となりその源泉となるべき地盤を培ふためには兩國の文化に關する相互の研究紹介を益々増進し、精神的理解

を深めることが不可欠の要請である。兩國官民の有識者は、夙にこの事に思ひを致し、各々その具體化の方策につき眞面目に考慮を拂つて來たのであるが、右の目的達成のためには兩國間に新化的提携に關する協定を締結し、その基礎の上に立つて相互に協力施策することが最も有効確實な方法なりとのことに意見の一致を見た。よつて去る八月末、わが方より協定案文を提示し、正式に協定締結方を申入れたのであるが、その後僅かに二ヶ月、かくも急速圓滿に妥結することとなつたのは、「タイ」兩國の理想と見解が、その根柢に於いて完全に一致してゐることを證するもので慶賀に堪へない次第である。

彼等の批准書は「バンコック」において交換せられ、その日より實施せらるることになつて居るが、我々は能ふ限り速に所定の手續を完了して、本協定の内容を内外に公表するとともに兩國互に官民による具體的實施に移りたいと思ふ。

○タイ國の物資統制峻嚴

タイ國では新に生活必需物資の統制及び暴利取締、賣惜み禁止等の法令を發布し、八月四日から實施した。この法令に違反

する者は一萬乃至二萬バーツの罰金或ひは十年乃至二十年の禁錮に處せられることになった。統制物資は砂糖、石鹼、衣服類綿、糸、マツチ、薬、釘等で、政府が毎月発表する最高価格は全商品を通じて嚴守されることになった。右は最近のタイ國の物價が相當昂騰してゐるため、これを阻止せんとするものである。(八・六・バーンコク發朝日)

○タイの纖維相場漸騰

わが輸出商談は引續きタイ、佛印に綿布、人絹糸、スフ糸など小口に出来てゐるが、四一六月度見込約定を七一九月度に乘替へるが多い。從來割安だつたタイの相場も順次佛印並に上げて来て居り、價格が水準運動を起してゐることは注目される。(八・八・中外)

○タイの國民皆勞制施行

タイ國政府は食糧その他の物資増産のため、今回國民皆勞制を實施することになり、近くこれに關する勅令が公布されるがその總本山として政府内にケー・ビー・オーなる新局が創設され、ビーン首相自ら議長となつて、五つの委員會が設けられる。今回の皆勞制は五十歳以上のもの、學生、僧侶、病弱者、すでに職業を持つ者を除くすべての男子に適用され、委員會はこれらを農業に商業に、あるひは工業にとそれ、適當した部分に

○南方貿易振興會調査團派遣

南方貿易振興會では八月十五日日本商工會議所において定時總會を開催、左の諸件を議決した。
一、現在會員は三都市(東京、大阪、名古屋)當局及び商工會議所の六者をもつて構成されてゐるが、今回新會員として京都、神戸、樺瀨の三都市および商工會議所並に六都市所在の府縣當局を加ふせしめ、計十六會員とする。
一、會長には岸本東京市長を推挙すべくすでに承諾を得てゐる。

○國際文化振興會の寫眞展

一、大東亞經濟圈建設の國策に協力し、南方諸地域間の物資交流の圓滑化に資する目的をもつて南方建設協力調査團を南方に派遣する。右調査團は各會員より一名づつ各地方の監督指導行政に直接當る係官をもつて組織され、派遣地は第一班佛印、タイ、第二班マライ、ビルマ、スマトラ、第三班比島、ボルネオ、ジャワの各地域別に三班に分つて現地の實情を調査し、南方建設協力方策の樹立並にその實施に資せしめようとするものである。(八・一六・讀賣)

○滿洲國駐タイ公使

國際文化振興會では八月二十二日から二十九日まで銀座三越七階でタイ國向け「日本文化紹介寫眞移動展」の國內展示會を開く。これには二種あり、一般大衆向けは現代日本の武力、生産力、文化のほか我國留學中のタイ國學生の動向等約百三十枚もう一つの學童向けは我國國民學校兒童の生活や、國土の風光を約八十枚におさめたものである。(八・二〇・朝日)

○タイの國旗尊重運動強化

タイ國政府は九月八日商務大臣と交通大臣の相互入替へを行つた。即ち交通大臣のクアンク・アパイウォン陸軍少佐を商務大臣とし、商務大臣のチャン・ラタナクン・セリロアンリツ陸軍中將を交通大臣に据えた。同中將はさきにシヤン・ステットに進撃したタイ軍の總司令官であり、一方最近タイ國としては鐵道その他の交通政策が極めて重要視される際だけに交通大臣に大物を据えたのがその更迭事情と見られる。(九・一〇・バーンコク發朝日)

○タイ國への友禪振袖陳列

わが古美術工藝の粹を誇る友禪染の振袖が日タイ文化親善に在バーンコク日本文化會館に陳列されたいと、十月二日國際文化振興會に寄贈された。振袖は東京府工藝協會員芝海友太郎氏が下繪をかき百八十餘種の染色を繰り製作したものである。(一〇・三・讀賣)

○タイ國新國債發行

タイ國政府は今回六千萬バーツの内國債を發行することゝなつた。(九・五・バーンコク發同盟)

○タイ内閣々員入替へ

滿洲國政府は八月二十四日駐タイ滿洲國公使館の設置を正式決定、その旨發表すると同時に公使以下館員人事も同時に發令した。
總務廳參事官 鄭 禹
外交部參事官 隱 岐 猛 男
任公使館參事官
派駐泰國 (八・二四、新京發同盟)

○泰佛印向け鐵鑛輸出決る

鐵鑛統制會並に貿易統制會では豫て鐵鑛及び鐵鋼第二次製品のタイ、佛印向輸出方策に關し具體案を作成して商工省に提出同省において右兩案を審議の結果この程貿易局長官通牒をもつて關係團體に通達實施に移すこととなつた。即ちタイ、佛印向け鐵鑛及び鐵鋼第二次製品の輸出に關しては鐵鑛統制會において政府の方針に基き貿易統制會及び鐵工聯と緊密なる連繫の下に實行計畫を定めて輸出割當をなし、實施機關としては各品種に従ひそれらの統制會社に委し、輸出利益に關しては原料會社及び日本貿易振興會社輸出價格と公定價格との差額に依る利益は、原料會社及び鐵鋼販と日本貿易振興會社に於て七對三の割合にてこれを取得、別途經理として積立てることになつてゐる。(一〇・三、中外)

○タイに女子下士官學校

女子軍幹部養成に乘出したタイ國政府はこの程女子下士官學校設立に關する法令を出し、戦時下女性軍の練成に拍車をかけることになつた。(一〇・二、パインコク發朝日)

○日泰兩軍郵便、鐵道運賃協定

米英撃攘の共同戦線を張る日タイ兩軍間に豫て協議中の郵便

協定ならびに鐵道運賃の協定の成立に關し、日タイ共同作戦軍では十月十一日左のごく發表した。

日タイ共同作戦軍發表(十一月十日三十分)日タイ兩軍は共同作戦遂行の目的をもつて郵便協定、鐵道運賃協定に關し協議中なりしが九月十一日、九月十二日それら兩協定成立の調印をみたり。(一〇・二、パインコク發朝日)

○タイ國要人來朝(二件)

新任駐日タイ國大使館附武官サエン・チュート海軍大佐は家族同伴、十月二十日午後一時福岡飛行場着來朝、小憩の後再び空路東上した。(一〇・二、パインコク發朝日)

○タイ無任所大臣新任命

タイ國政府では國內産業の増進をはかるため十月二十八日現産業部次官ワドム・ヨタディユ大佐を無任所大臣に任命した。(一〇・二九、パインコク發讀賣)

○日泰寺の梵鐘應召

「鳴らずの鐘」として有名な日本一の巨鐘、國際寺名古屋覺王

山日泰寺の梵鐘が十月二十一日遂に鳴つた。そしてこの音を名残りに金屬回收に呼れて應召して行く。この巨鐘は重量二萬貫日泰寺建立二十周年記念に十萬の檀徒の淨財から出来たもので大正十三年四月鑄造以來十九年、鐘樓竣工がおくられて境内に据ゑられて鳴ることもなく現在に至つたが、今度の金屬回收についてその撞き初めで撞き納めの應召供養會が二十一日午後一時から行はれたのである。(一〇・二二、名古屋發東日)

○タイ國明年年度豫算決定

タイ國は明佛曆二四八六年度豫算大綱を決定、來週の人民議會に提出することになつた。同豫算は總歳出二億七千六百萬バーツで、内經常歳出一億四千七百萬バーツ、臨時歳出一億二千九百萬バーツ、本年度同様タイ國としては甚大な非常時豫算である。(一〇・三〇、パインコク發朝日)

○辭令

外務省通商局長 新納 克己
任大使館參事官(二等) タイ國在動被仰付 (十月二十九日)
領事 仲内 憲治
任大使館一等書記官(四等) タイ國在動被仰付 (十月三十日)

○タイ國水害救恤

タイ國においては今年度雨期の開始早く、しかも七、八月の兩月にメナム河上流方面の大降雨により二十五年或ひは五十年來といはれる洪水に見舞はれたため、ピサヌローク以南は水浸しとなり、パインコク市も十月四日朝以來市内極小一部を除き全市の道路水中に没し、船以外の交通機關は一切杜絶するに至つた。浸水地域は二十餘縣で、上流地方は早くより減水し始めたが、メナム河々口に近いパインコクでは十月十四日に至り始めて減水し始めた。帝國政府はこのタイ國稀有の災厄の報に接し、逸早く絶大の同情を表示するとともに衣料、食糧、藥品その他日用品を含めた總額五百萬圓に相當する見舞をなすこととした。右のごとき帝國政府の誠意溢るる救濟慰問措置に對しタイ國は學國感謝の意を表し、あるひは政府に對して電報をもつて、あるひは在タイ帝國大使館を通じ、あるひは在京タイ國大使館を通じて再三感謝の意を披瀝した。情報局では十一月六日午前十一時半左の如き發表を行つた。

情報局發表 タイ國の今次洪水はタイ民衆の生活に相當の被害を與へたる趣なるをもつて帝國政府は帝國と共同戦争遂行中の同盟國民に對する友誼の象徴としてタイ國に對し邦貨金五百萬圓の見舞をなすこととせり、右に對しタイ國政府より帝國政府に對し深甚なる謝意を表明するところありたり。

協會記事

一一一

○矢田部理事長の光榮

曩に廣田慶祝答禮使節の副使としてタイ國を訪はれた本協會理事長矢田部保吉氏は全權大使の資格に於て、廣田特派大使と共に十月十三日正午宮中御陪食仰付られた。

○矢田部理事長、川村常務下阪

矢田部本協會理事長は十月八日大阪泰國貿易協會の年次總會にタイ國事情の講演を依頼され、七日夜行にて下阪、また川村常務理事も事務連絡の用務を帯びて同行、十日夜歸京された。

○矢田部理事長の招宴

本協會矢田部理事長は日本舞踊紹介券々懇親のため十月二十六日午後五時より東寶舞踊大會にディレック駐日タイ國大使夫妻同大使館員並にタイ國女子留學生約三十名を招待し觀覽且つ晚餐會を催した。

○理事會開催

十月三十日正午華族會館に於て本協會理事會開催、會務につき協議した。

○泰國水害見舞電並に謝電

タイ國の這次大洪水に對し本協會近衛會長よりチャウエン在バンコク日本タイ協會長宛、また矢田部理事長よりビブン首相ビヤ・パホン元老、ビヤ・マノン人民代表會議議長並にワタカイン外務大臣宛それ〴〵懇切なる見舞電報を發し、これに對し各受信者より鄭重なる謝電があつた。獻酬電文左の通り。

十月六日發電

チャウエンサク・ソングクラーム殿

タイ國の重要地點に大洪水が生じたといふ報告に接し憂慮、御同情申し上げます。

最小限の被害をもつて克服されん事を切望致します。

日本タイ協會 近衛公爵

十月十二日返電

日本タイ協會近衛公爵殿

貴電による御同情に對して感謝申し上げます。

タイ國政府及び國民は日本と共同して戰爭しつゝあると同一精神と決意をもつて洪水と闘つて居ります。洪水も間もなく克服される事と存じます。

貴殿の御通信を得て非常に激勵されました。

日本タイ協會 チャウエンサク・ソングクラーム

十月六日發電

ビブン・ソングクラーム殿

パホン・ヨーティン殿

ワイチット・ワイチット・ワタカーン殿 (十月二十日)

マーナワラーチャセーワイ殿

タイ國の重要地點に大洪水が生じたといふ報告に接し憂慮、御同情申し上げます。

最小限の被害をもつて克服されん事を希望致します。

日タイ協會 矢田部

十月十二日返電

矢田部理事長殿

貴殿タイ國の安否を御憂慮、御同情下され深く感動致し衷心より有難く御禮申し上げます。

ビブン・ソングクラーム

貴殿御憂慮、御同情に深く感動致し衷心より御禮申し上げます。

被害少なからずとは言へ、日本と手に手をとつて最後の

勝利を得るべく戰爭してタイ國民の熱情は少しも漏ひされません。

パホン・ヨーティン

洪水に際して御懇切なる御同情の言葉を感謝致します。

洪水は間もなく克服される事と存じます。

マーナワラーチャセーワイ

十月二十三日返電

本月二十日附の御親切なる御通信を有難く御禮申し上げます。泰國國民の胸に深い感銘を受けました。

ワイチット・ワイチット・ワタカーン

○日タイ文化協定成立祝電

十月二十八日日タイ文化協定成立に對し、十一月十日矢田部本協會理事長よりタイ國ワイチットワタカーン外務大臣宛祝電を發し、これに對し十一月四日同大臣より祝電を接受した

○會員の異動

新入會員(二名)

通常會員 津村大東亞調査室殿 (東京) 津村順天堂

同 大嶋桂 吾殿 (同) 著述家

一一三

○會員の消息

- ディレック・チャイヤナム大使(名譽會長)は東亞經濟懇談會顧問に就任さる。
- 大倉喜七郎男(理事)十一月十日故前田利爲侯の後任として日伊協會々長に就任さる。
- 岡田永太郎氏(理事) 十月一日、日本海運協會理事に就任さる。
- 向井忠晴氏(同)同理事に就任さる。
- 酒井忠正伯(同)十月二十四日食糧管理委員會委員に任命さる。
- 藤山愛一郎氏(監事)同委員に任命さる。尙大日本音楽振興會々長に就任さる。
- 有田八郎氏(名譽會員)中華民國國民政府に對する答訪使節として中華民國へ特派せられし御慰勞の思召を以て、十月十三日宮中に召され午餐御陪食の榮を賜つた。
- 鑄谷正輔氏(維持會員)十月一日、日本海運協會理事に就任さる。
- 八田嘉明氏(通常會員)東亞經濟懇談會顧問に就任さる。
- 中川末吉氏(同)十一月十八日、日本商工會議所副會頭に就任さる。
- 齊藤重雄氏(同)十月二日人絹統制會評議員に就任さる。
- 中尾七郎氏(通常會員)本協會主事遠山峻氏死ビルマ戰線より

○寄贈圖書

- 左記の如く各々御寄贈を賜り厚く御禮申上ます。
- 單行書籍
 - 一、日本語練習用、日本語基本文型 一部 青年文化協會
 - 一、支那の民族問題 一部 東京日日新聞社
 - 一、世男織維資源の地理的公布(阿部武道) 一部 織維科學研究所
 - 一、訪泰醫學親善團報告 一部 京城帝國醫學親善團
 - 小冊子、雜誌
 - △南温带圈ニエージランド、伴野安伸著 一部 南方懇話會△廣東語の研究(附常田文字聲音字典、南支南洋研究調查報告書第四輯、部臺北高等商業學校調査課△增加圖書分類目錄(昭和十四年度) 一部 滿鐵大通圖書館△南方經濟事情 一部 名古屋市臨時東

- 亞調查部△諸外國間文化條約一覽表 一部 外務省條約局△政府公表集 一 對外關係(昭和十六年度) 一部 情報局△豆の消費に關する調査(第一輯) 一部 日本輸出農産物株式會社△南方工藝圖録(海外市場蒐集品圖録第三輯) 一部 府立東京工裝勵館△大東亞新秩序建設の原理(田反愛義著) 一部 日本青年外交協會△タイ語日記帳四部 滿鐵東京支社△東亞共榮圈に於ける織維資源(阿部武道) 一部 織維科學研究所△織維友の會講演會(大東亞共榮圈の織維資源) 阿部武道・土塚積物動物 川瀬勇・濠洲及濠洲羊毛 大島圭三) 一部 同△南方圈に於けるカポック織維(阿部武道) 一部 同△滿洲貿易聯合會要覽 一部 滿洲貿易聯合會△現代日本畫報 一部 鐵道省國際觀光局△大東亞共榮圈の貨幣金融問題(中村佐一) 著 一部 府立東京工裝勵館△我國戰時經濟の方向(商相岸信介述) 一部 大東亞科學經濟研究會
- △新亞細亞(四卷一〇、一一號) 滿鐵東亞經濟調查局△南進(七卷一〇、一一號) 南進社△太平洋(五卷一〇、一一號) 太平洋協會△南方情勢(七三、七四號) 南方情勢社△國際評論(七卷一一、一二號) 國際日本協會△回教圈(六卷九號) 回教圈研究所△比律賓情報(七年六二、六三、六四號) 比律賓協會△海を越えて(五卷一一、一二號) 日本拓殖協會△興亞(三卷一〇、一一號) 大日本與亞同盟△支那(三三卷一〇、一一號) 東亞同文會△南方(四卷一〇、一一號) 南支調查會△有終(二九卷一〇、一一號) 海軍有終會△海(二卷一〇、一一號) 大阪商船株式會

- 社△觀光(二卷一〇、一一號) 日本觀光聯盟△文化日本(六卷一〇、一一號) 日本文化中央聯盟△海外之日本(一六卷、九號) 海外之日本社△東亞文化圈(二卷九、一〇號) 青年文化協會△東亞文化圈社△交易(二四二號) 續演貿易協會△經濟叢刊(三卷八號) 華興商業銀行△東亞經濟月報(七卷一〇、一一號) 山崎經濟研究會△物價協力時報(三卷九、一〇、一一號) 中央物價統制協力會議△臺灣金融經濟月報(二五二號) 臺灣銀行調查部△織維需給調整協會々報(三卷一七、一九、二〇號) 織維需給調整協會△南洋栽培協會々報(一六卷九、一〇號) 南洋栽培協會△地學雜誌(五四年六四四、五號) 東京地學協會△小村侯記念圖書館報(二二號) 小村侯記念圖書館△國際月報(三三號) 情報局第三部第二課△國際事情(二八號) 同△調查月報(一〇、一一號) 日本興業銀行調查部△貿易統制會々報(二卷六、七號) 貿易統制會△南洋經濟研究(一卷八號) 南洋經濟研究所△地政學(一卷一〇、一一號) 日本地政學協會△南方資料(三三、三四、三五、二六、二七號) 東亞經濟研究會△羅馬字世界(一〇、一一號) 日本ローマ字會△興亞週報(三一、三八號) 大日本與亞同盟△出版文化(三四、三九號) 日本出版文化協會△村の春秋(五六、五七號) 石支教育會當別支會△インドネシア協會々報(五號) インドネシア協會△報道寫真(二卷一〇、一一號) 日本寫真協會△世界知識(一五卷一一號) 誠文堂新光社△ニッポンモジンプン(四四號) カナモジ、ヒロメカイ△國際學友會々報(五號) 國際學友會△西

